

377.21

Ke1162p2

慶應義塾五十年史

377,21 Ke1162 k2

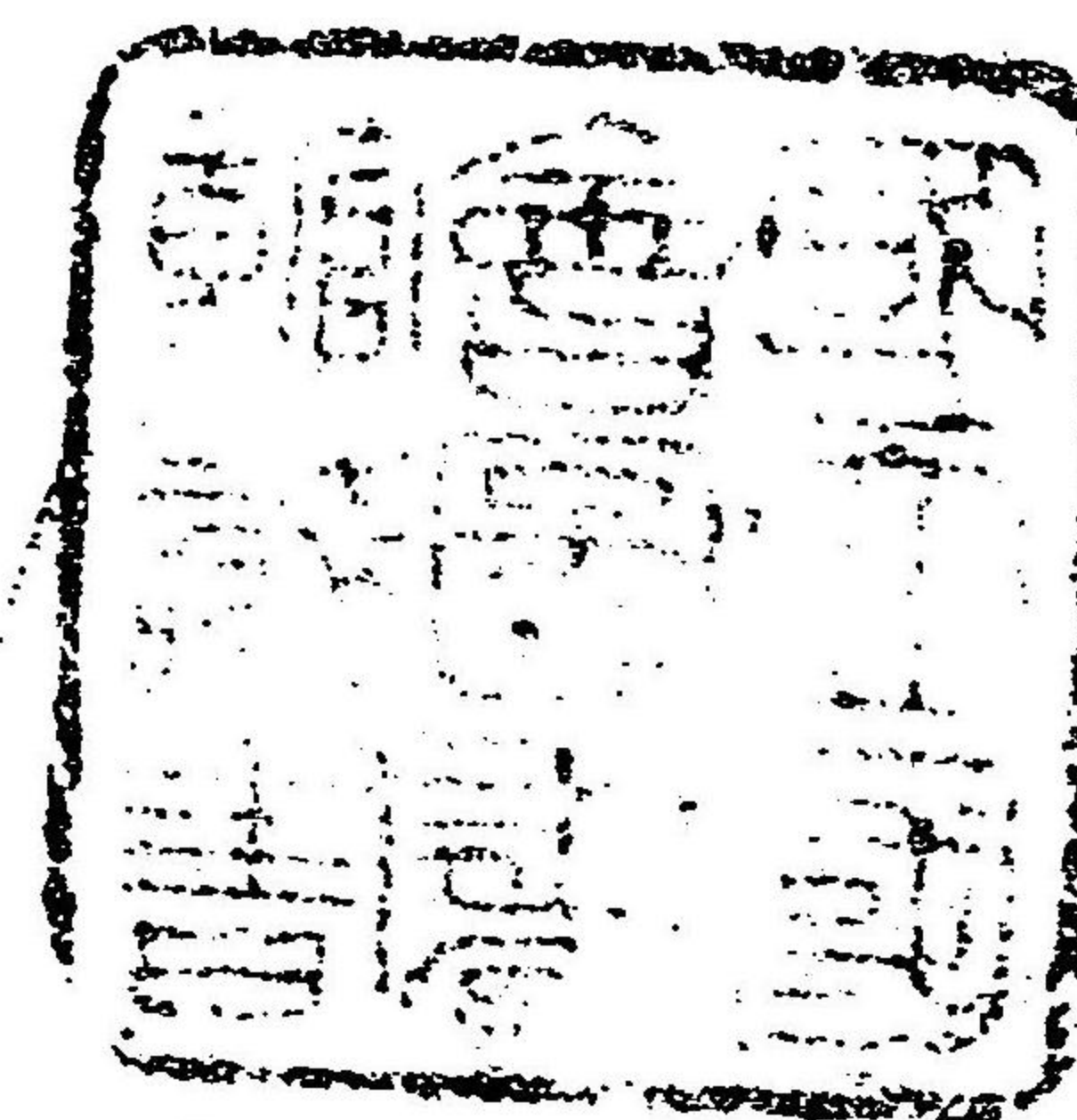
四折一年四月求之

慶應義塾

創立七十年記念
(四折年四月)

天神忠治郎

所 有



225543

「慶應義塾五十年史」序文

私學に貴ぶ所は特種の學風を以て人材を養ふに在り。我慶應義塾は安政五年の創立に係り、今明治四十年を以て五十年に達せり。此間屢々種々の困難に遭遇せしも、故福澤先生の徳望と、社中一同の協力に由り、終始獨立獨行、自ら我國に於ける學界の一靈場として、今日の盛大を見るに至りしは、單に我等塾員に取て喜ぶ可きのみならず、一國文運の上より之を觀るも、亦大に賀せざる可からず。就ては創立五十年紀念の爲め、新たに紀念圖書館建設の企あり、既に内外諸君よりの寄附金も尠から

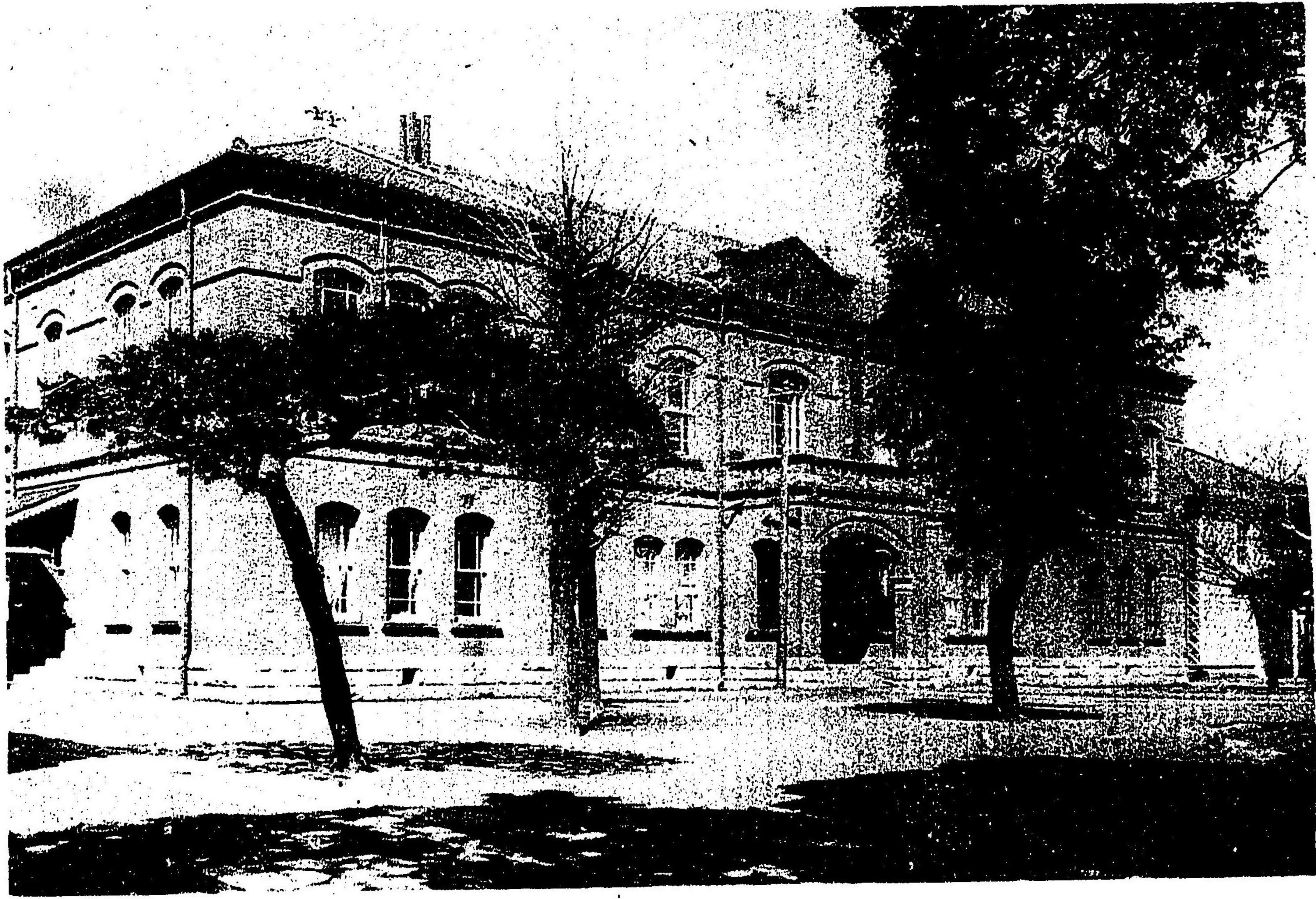
ざれば、必ず其功を奏するならん。隨て此機に際し、義塾創立以來の歴史を編纂することゝ爲り、之を學報主幹菅學應氏等に托し、塾の記録並に飯田平作、飯田三治、濱野定四郎、小川駒橋、門野幾之進、門田正經、永田健助、名兒耶六都、松山棟庵、後藤牧太、阿部泰藏、雨山達也、北川禮弼、庄原虎之進、森下岩楠、森常樹、須田辰次郎、菅友輔の諸氏に聞て、本書の出版を見るに至りしも、事元より匆卒に出て、充分精査の暇なかりしを以て、或は遺漏誤謬なきを保す可からず。然れども其大成は之を他日に期し、兎に角之に依て聊か本塾の既往に於ける經歷の一斑を世上に紹介するを得ば幸甚のみ。

明治四十年四月

鎌田榮吉

附言

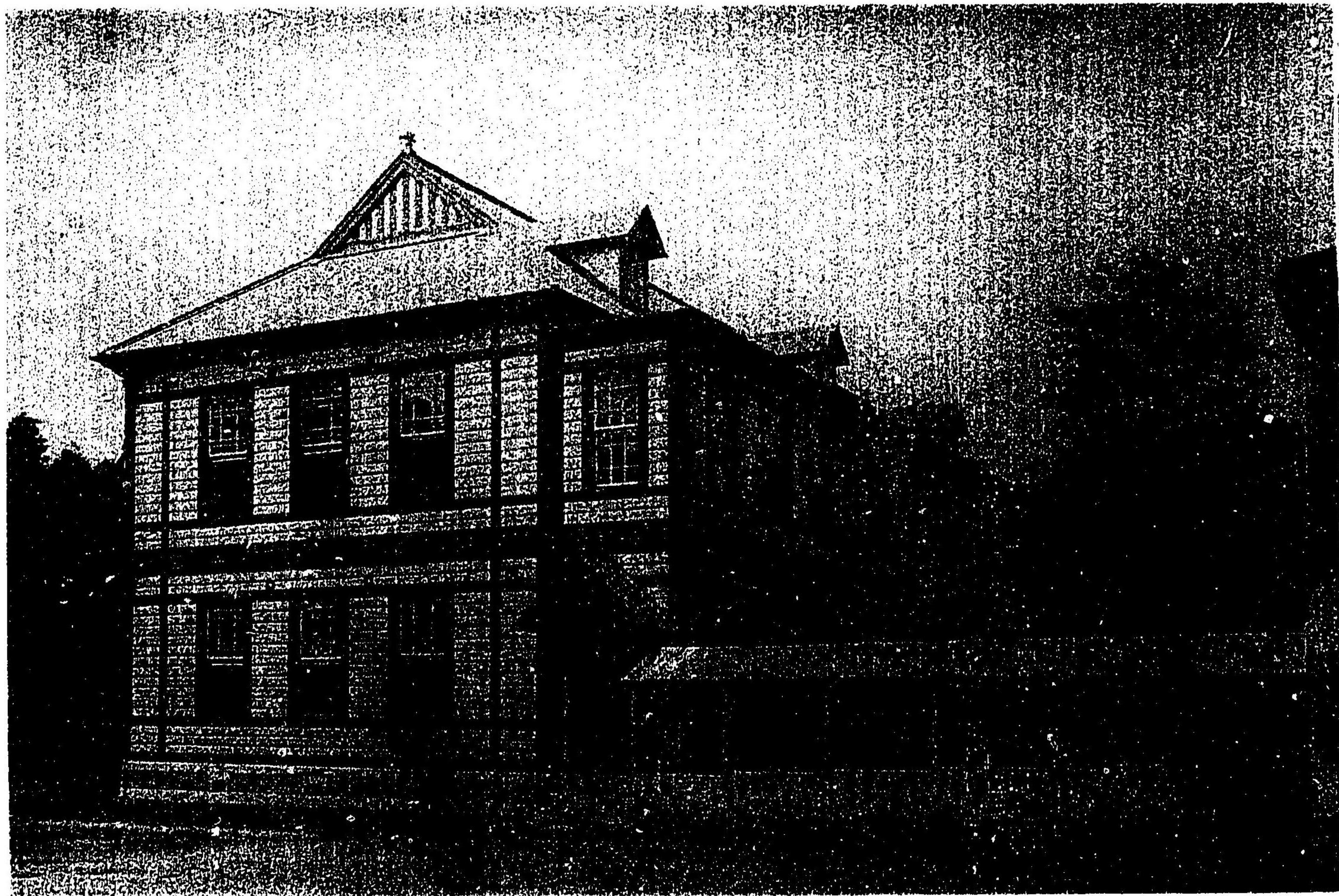
本書の記事中若し誤謬又は遺漏あるを發見されし諸君は、何卒之を義塾宛御通知被下度、然らば他日改版の節を待ち、必ず訂正増補可致候。



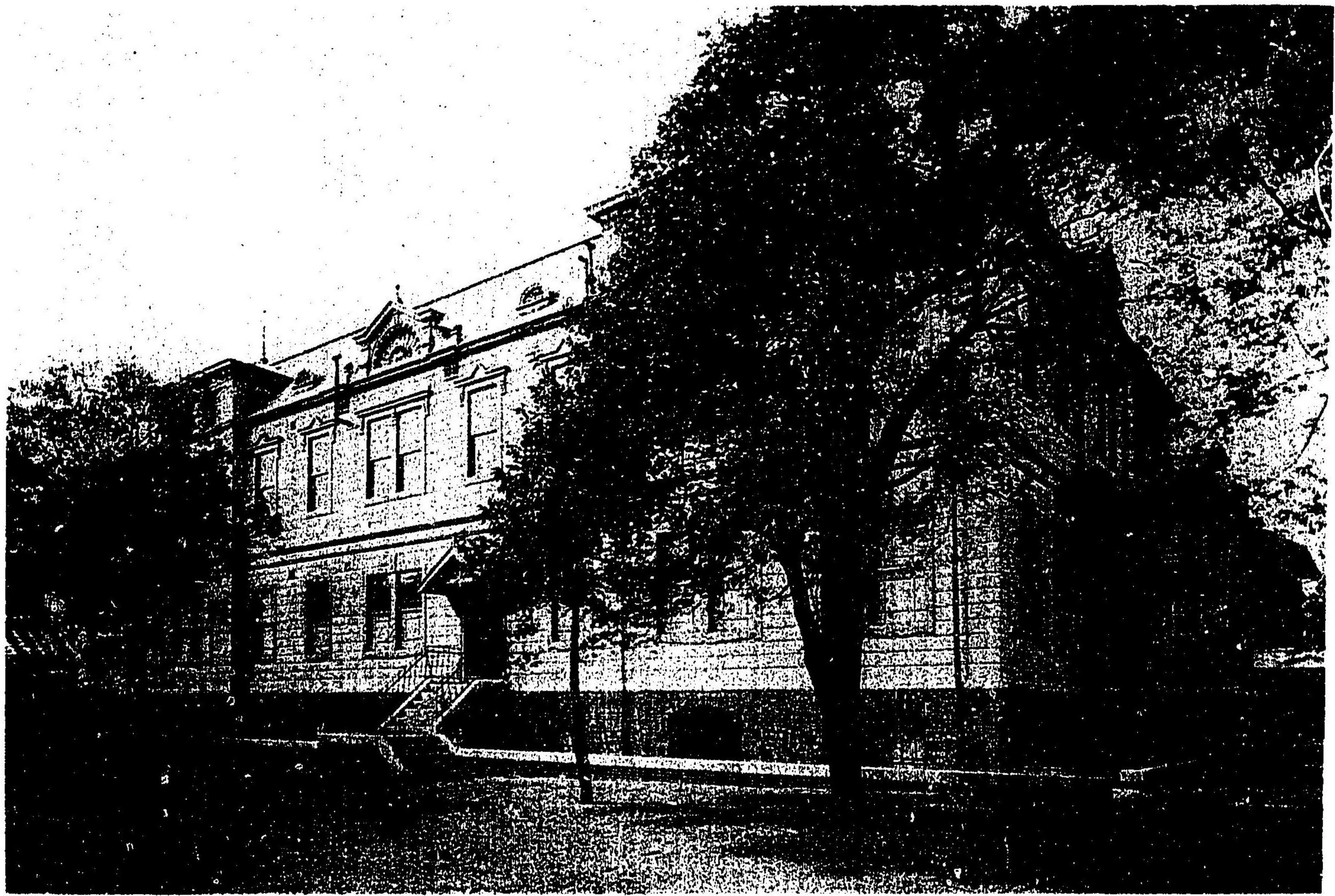
館說演及館本



大學部舊講堂入口



(築建年七十三治明)堂講學大



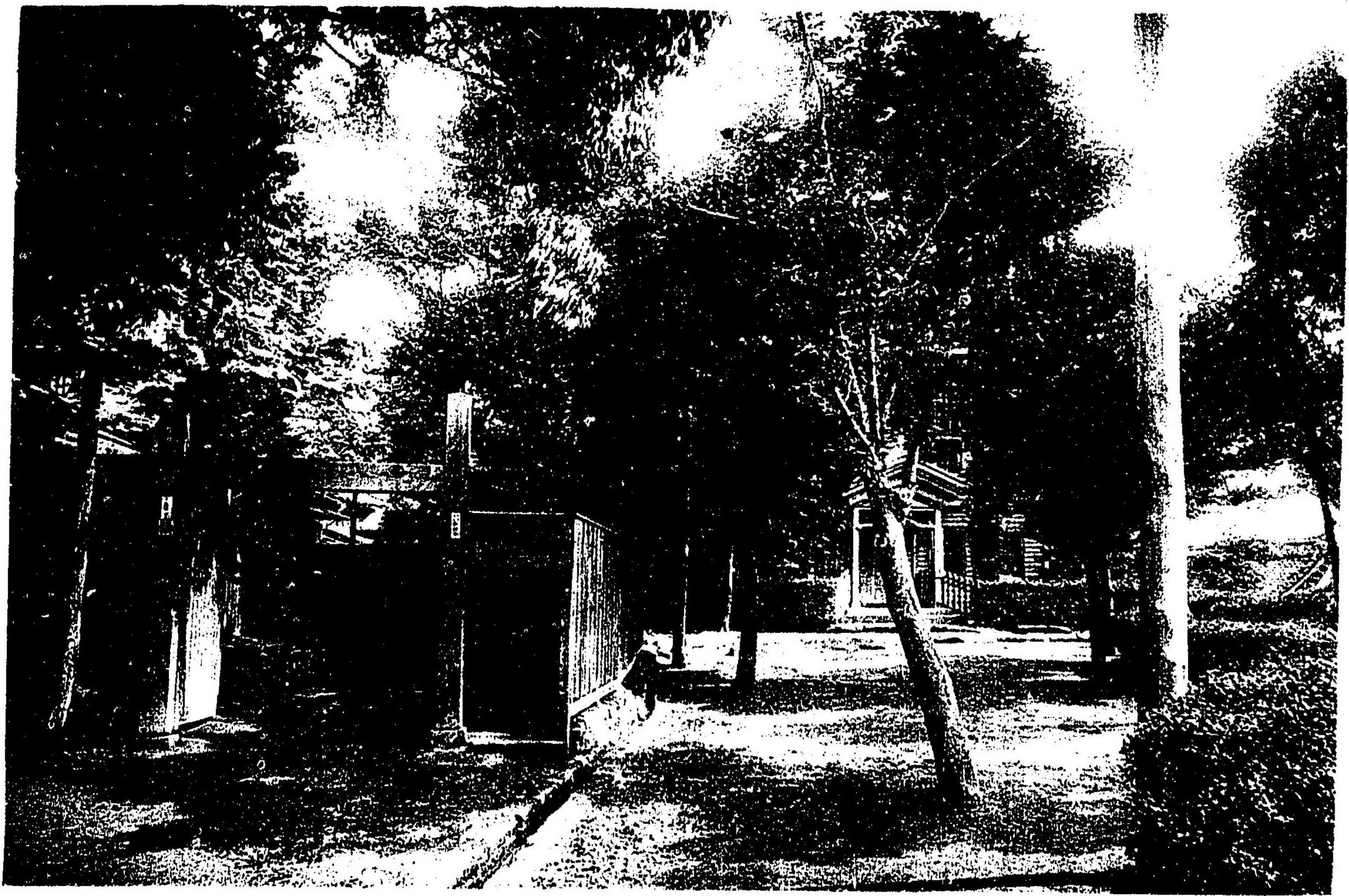
堂講築新年九十三治明



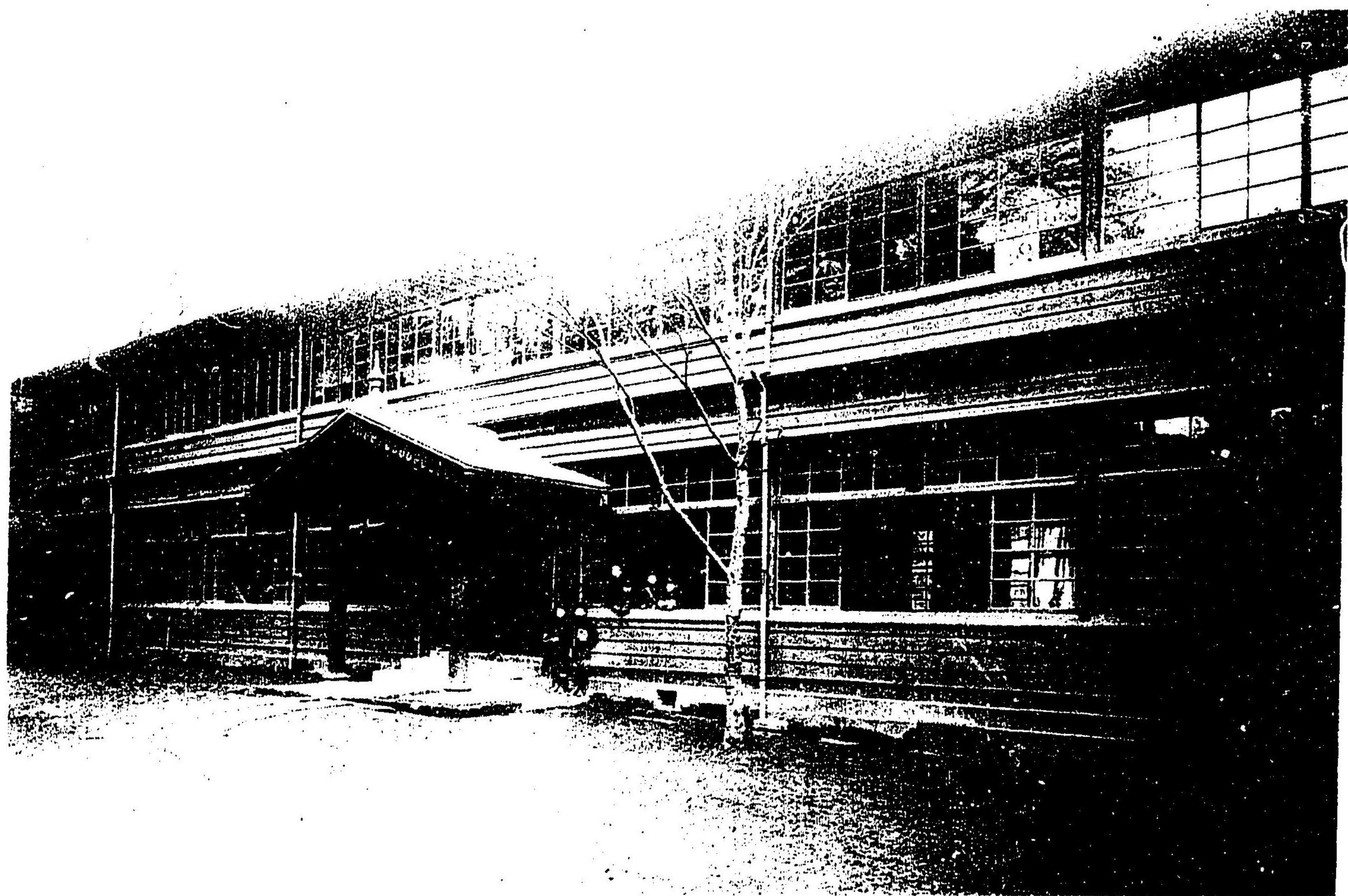
(築建年四十三治明)場教部通普



(築建年八十三治明)場教校學工商



邸長舍及場教舍稚幼舊



(築建年一十三治明)場教舍稚幼



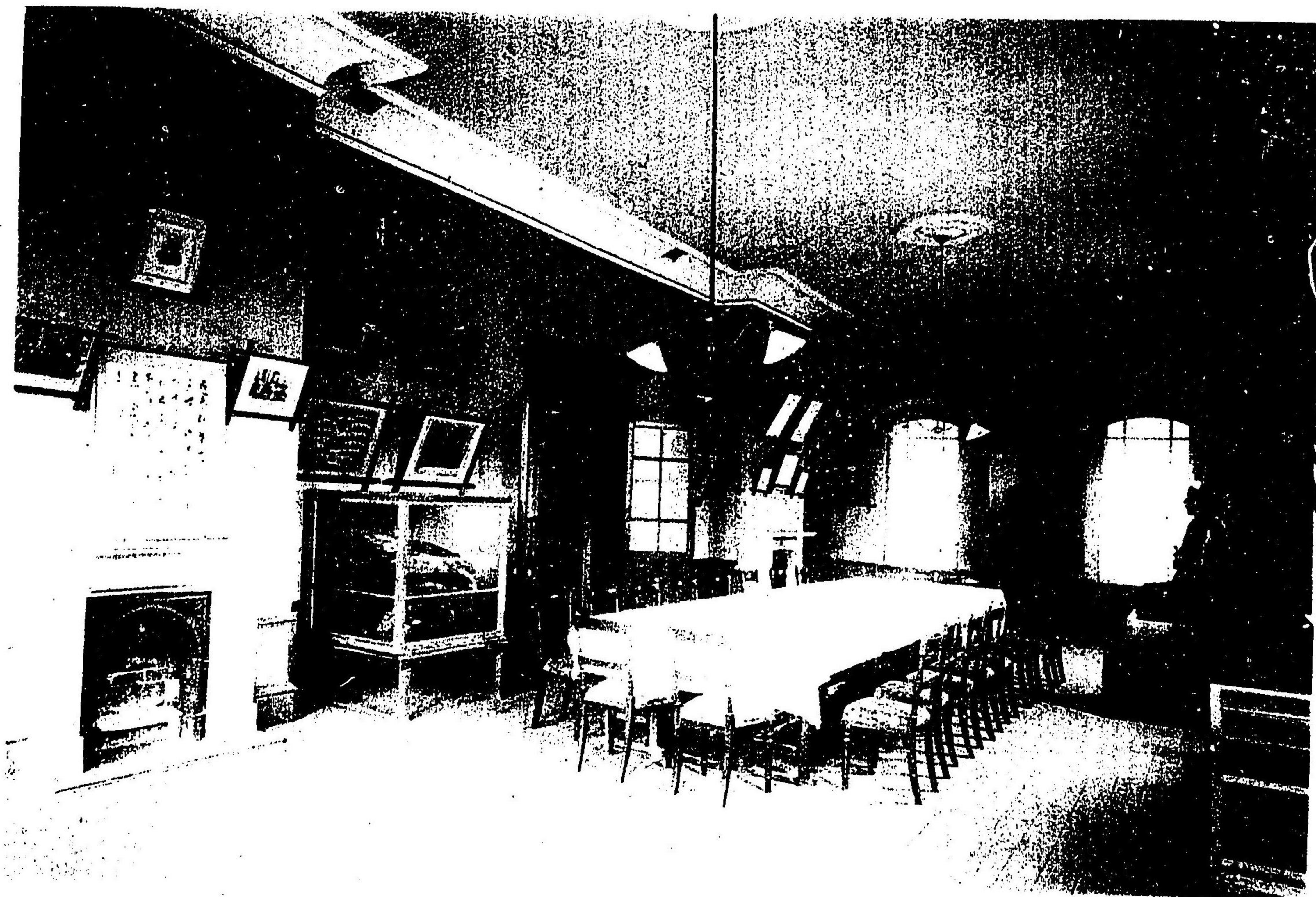
景遠ノ山士富及山荷稻内邸



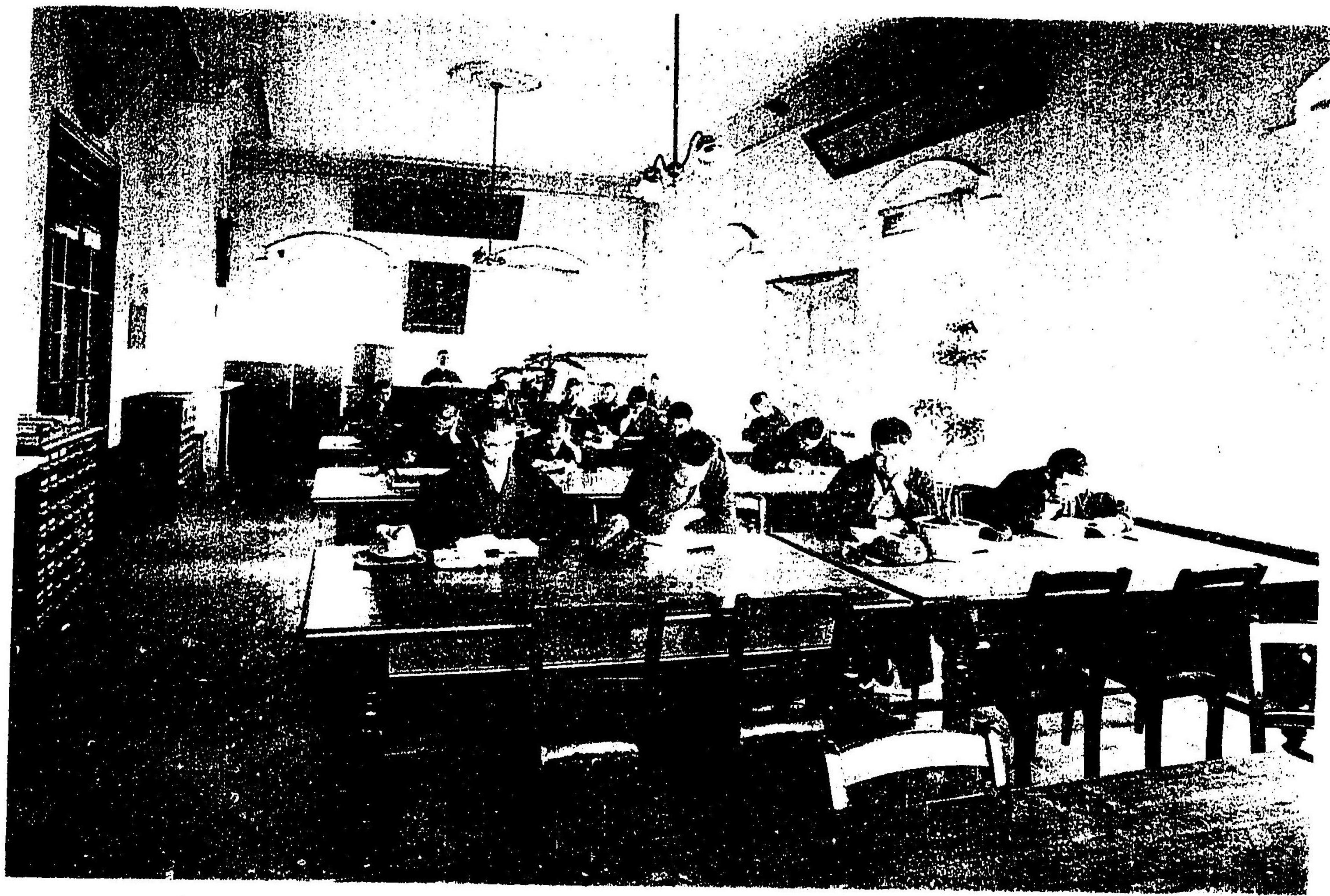
景遠ノ灣京東ルタ見リヨ内邸



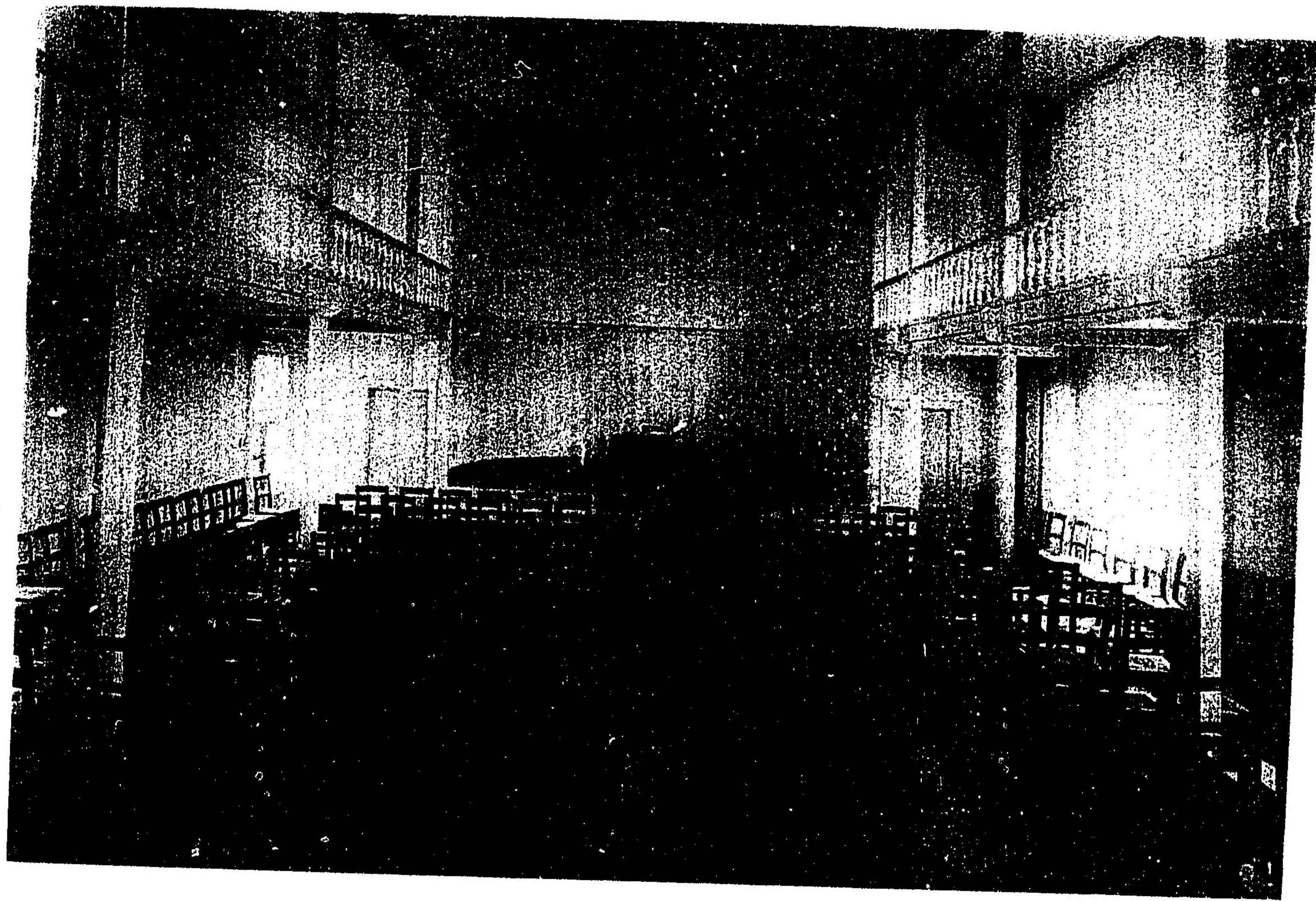
(築建年三十三治明) 舍宿寄塾本



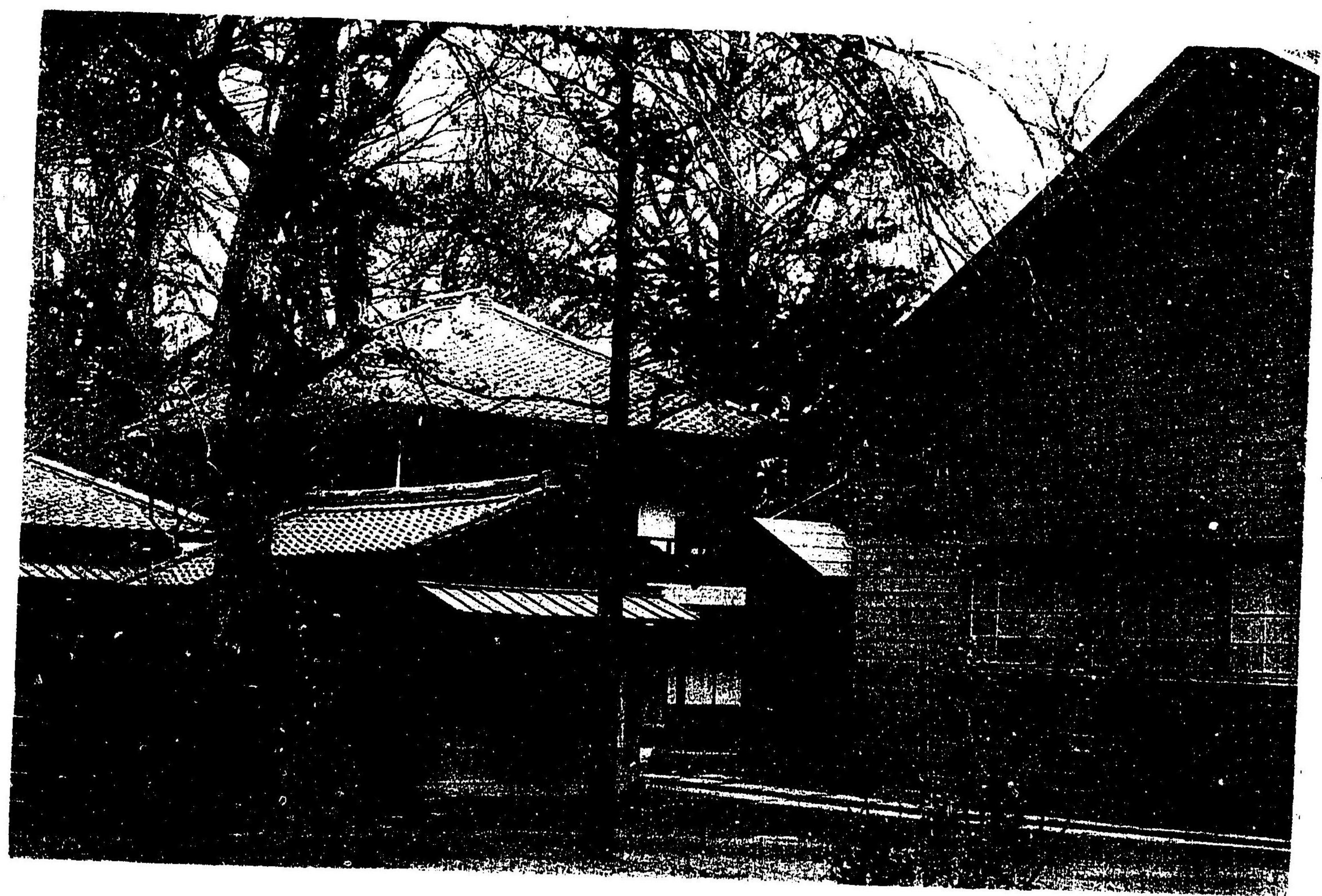
室 議 會 舊 館 本



(室議會舊)室書讀問廣館書圖



演說館內部



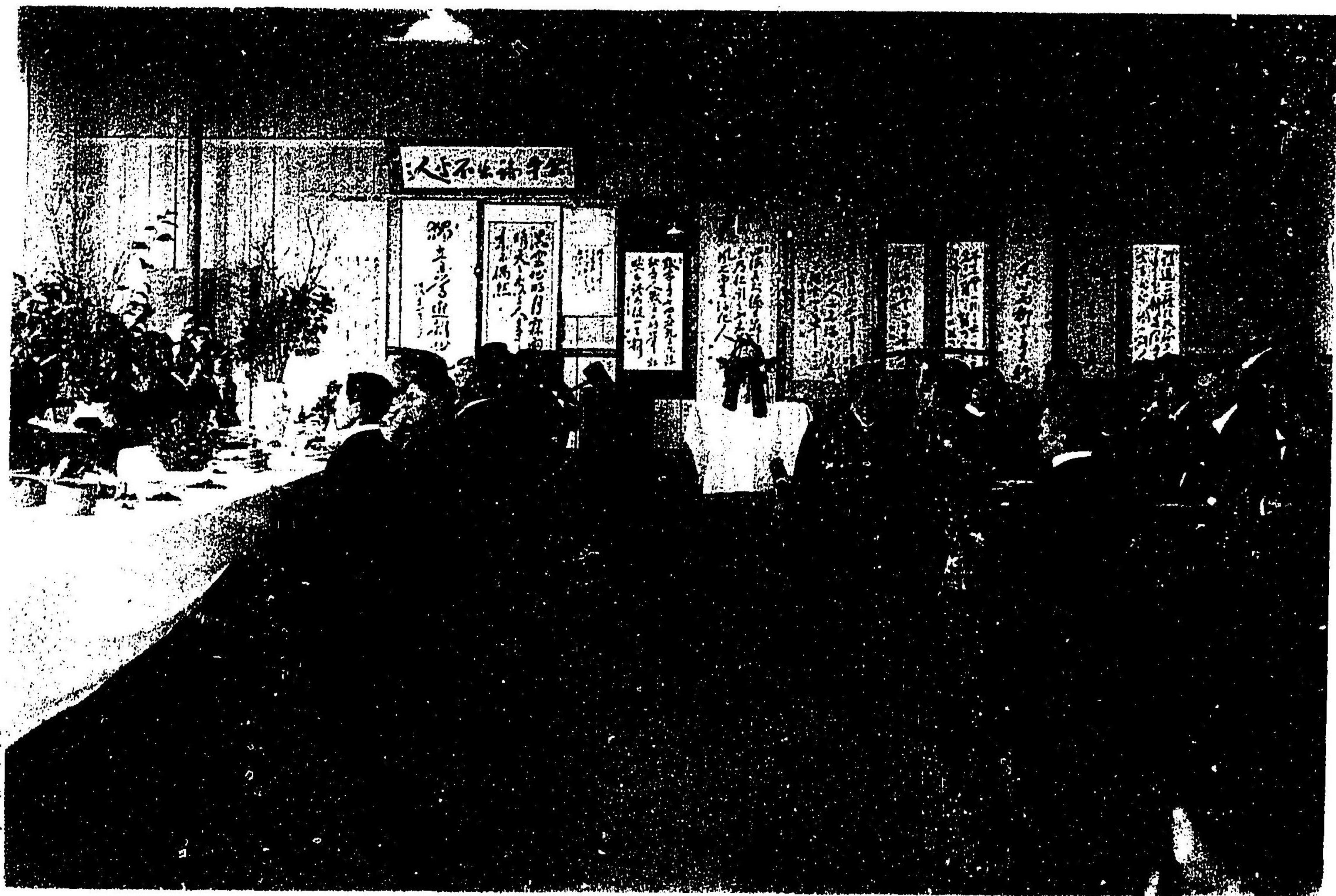
學 生 俱 樂 部



福澤邸



(景光ルケ於ニ前城宮)列行火炬勝祝役戰露日



(日一月一年八十三治明)會換交刺名年新



(期秋年八十三治明)會動運



(期春年八十三治明)會窓同ルケ於ニ邸別澤福

『慶應義塾五十年史』目次

| | |
|---------------------------|----|
| 第一 總論 | 一 |
| 慶應義塾と日本文明 | 一 |
| 第二 創立者福澤先生略傳 | 九 |
| 第三 起源及び沿革 | 二九 |
| (1) 起源 | 二九 |
| (2) 創立當時の學問 | 三〇 |
| (3) 鐵砲洲時代の塾舎及び生徒數 | 三〇 |
| (4) 鐵砲洲時代の洋書及び教授法 | 三四 |
| (5) 鐵砲洲時代の食堂 | 三五 |
| (6) 福澤先生の洋書購入 | 三六 |
| (7) 幕府の翻刻及び政府の洋書注文 | 三七 |
| (8) 新錢座移轉 | 三八 |
| (9) 慶應義塾の命名 | 三九 |
| (10) 新錢座時代に於ける慶應義塾の規則並に記事 | 四〇 |

目次

(2)

| | | |
|------|---------------------|-----|
| (26) | 明治五年以前に於ける試験法 | 一一〇 |
| (25) | 公費生廢止の布達に對する上申書 | 一一七 |
| (24) | 明治四年頃に於ける素讀教師及び同教授法 | 一一六 |
| (23) | 明治四年起草の慶應義塾社中の約束 | 八六 |
| (22) | 慶應義塾三田移轉當時の狀況 | 八五 |
| (21) | 慶應義塾の三田移轉 | 八二 |
| (20) | 鐵砲洲及び新錢座時代の塾風 | 七九 |
| (19) | 新錢座時代の學資 | 七七 |
| (18) | 教師給料の事 | 七六 |
| (17) | 忘年会及び童子寮大人寮の起源 | 七六 |
| (16) | 受教科の事 | 七四 |
| (15) | 寄宿舎の事 | 七三 |
| (14) | 新錢座時代の洋書及び教授法 | 六九 |
| (13) | 新錢座時代の分校 | 六二 |
| (12) | 中元祝酒の記 | 五九 |
| (11) | 彰義隊變亂當時の義塾 | 五八 |

目次

(3)

| | | |
|------|---------------------|-----|
| (42) | 再度徴兵免役に關する願書 | 一五五 |
| (41) | 明治十二年より同十六年に至る學制の變遷 | 一五四 |
| (40) | 書生歸商論 | 一五四 |
| (39) | 明治十三年頃に於ける慶應義塾 | 一五三 |
| (38) | 明治十三年頃の義塾賄 | 一五三 |
| (37) | 新年發會の記 | 一四七 |
| (36) | 明治七年より同十一年に至る學制の變遷 | 一四六 |
| (35) | 慶應義塾講義所の事 | 一四四 |
| (34) | 明治十年西南戰爭當時の慶應義塾 | 一四四 |
| (33) | 慶應義塾の徴兵免役 | 一四二 |
| (32) | 『學問のすゝめ』當時の福澤先生 | 一四〇 |
| (31) | 明治六七年頃に於ける慶應義塾の食客 | 一三九 |
| (30) | 卒業生の嚆矢 | 一三八 |
| (29) | 塾生と耶蘇教 | 一三八 |
| (28) | 外國教師雇入れの事 | 一三〇 |
| (27) | 義塾正則變則の起源 | 一二二 |

目次

目次

(4)

| | | |
|------|------------------------|-----|
| (43) | 採點法と同盟休校 | 一六三 |
| (44) | 明治十七年より同二十二年に至る學制の變遷 | 一六四 |
| (45) | 大學部の設置 | 一六六 |
| (46) | 大學部學科課程 | 一六七 |
| (47) | 專任教師の招聘 | 一六八 |
| (48) | 普通部の課程改正 | 一六九 |
| (49) | 文科專任教師の更代及び法科專任教師の歸國 | 一七五 |
| (50) | 法律科の改正 | 一七五 |
| (51) | 銅像開被式 | 一七七 |
| (52) | 明治二十六年より同二十八年七月に至る間の義塾 | 一八五 |
| (53) | 福澤先生還曆の賀筵 | 一八五 |
| (54) | 明治二十九年及び同三十一年の學制改革 | 二〇〇 |
| (55) | 慶應義塾副社頭及び塾長の新任 | 二〇一 |
| (56) | 文學科專任教師の交代 | 二〇二 |
| (57) | 塾長鎌田榮吉氏の任命 | 二〇二 |
| (58) | 徴兵猶豫の特典 | 二〇二 |

(5)

| | | |
|------|----------------------|-----|
| (59) | 大學部普通部教務係及び圖書係の新任 | 二〇三 |
| (60) | 福澤先生の病氣 | 二〇三 |
| (61) | 喫烟禁止及び長期欠席者に對する處分 | 二〇三 |
| (62) | 入學期の制限 | 二〇三 |
| (63) | 皇恩の優渥 | 二〇四 |
| (64) | 義塾生の自治規約 | 二〇五 |
| (65) | 理財科專任教師の更代 | 二〇八 |
| (66) | 東京に於ける慶應義塾同窓會 | 二一一 |
| (67) | 喫烟禁止 | 二一七 |
| (68) | 月謝納期の事 | 二一七 |
| (69) | 下宿屋に就て | 二一七 |
| (70) | 教頭門野幾之進氏の歐米巡遊及び學制の改革 | 二一八 |
| (71) | 政治科の新設 | 二二二 |
| (72) | 慶應義塾の特典 | 二二三 |
| (73) | 留學生の派遣及び日本法律科の廢止 | 二二四 |
| (74) | 義塾師弟の關係 | 二二四 |

目次

(6)

目次

| | | |
|------|------------------|-----|
| (75) | 文部省教員免許の特典 | 二二五 |
| (76) | 普通部學科課程の改正 | 二二七 |
| (77) | 義塾内喫煙の取締 | 二三〇 |
| (78) | 制服制帽の着用 | 二三〇 |
| (79) | 文學科の廢止 | 二三一 |
| (80) | 福澤先生へ恩賜 | 二三一 |
| (81) | 福澤先生恩賜金を慶應義塾へ寄附す | 二三二 |
| (82) | 慶應義塾炬火行列 | 二三三 |
| (83) | 『修身要領』の獻納 | 二三四 |
| (84) | 福澤先生恩賜金祝賀會 | 二三五 |
| (85) | 義塾の世紀送迎會 | 二三六 |
| (86) | 特典取消 | 二三七 |
| (87) | 福澤先生の病氣再發及び永眠 | 二三八 |
| (88) | 福澤先生に對する政友會の弔詞 | 二三八 |
| (89) | 衆議院の福澤先生哀悼決議 | 二三九 |
| (90) | 慶應義塾評議員會の決議 | 二四〇 |

(7)

目次

| | | |
|-------|--------------|-----|
| (91) | 義塾學生の福澤先生追悼式 | 二四一 |
| (92) | 新留學生 | 二四二 |
| (93) | 試文披露會 | 二四二 |
| (94) | 故福澤先生追善會 | 二四三 |
| (95) | 懸賞英語演說會 | 二四五 |
| (96) | ペリー教授の歸國 | 二四六 |
| (97) | 評議員會の決議 | 二四六 |
| (98) | 故福澤先生一週年祭 | 二四七 |
| (99) | 慶應義塾補習科の新設 | 二七九 |
| (100) | 義塾評議員會の決議 | 二五〇 |
| (101) | 鎌田塾長轉宅 | 二五一 |
| (102) | 新評議員候補者と其選舉 | 二五一 |
| (103) | 義塾の評議員會 | 二五二 |
| (104) | 新分科増設の調査 | 二五三 |
| (105) | 門野幾之進氏の教頭辭任 | 二五三 |
| (106) | 義塾評議員會 | 二五四 |

(8)

目次

(122)(121)(120)(119)(118)(117)(116)(115)(114)(113)(112)(111)(110)(109)(108)(107)

| | |
|-----------------|-----|
| 評議員の補缺 | 二五四 |
| 義塾留學生の歸朝 | 二五四 |
| 福澤先生三週紀念會 | 二五五 |
| 義塾の試文披露會 | 二五七 |
| 慶應義塾大學及び豫科改正學科表 | 二七〇 |
| 留學生川合氏の歸朝 | 二七一 |
| 塾員の特選 | 二七一 |
| 慶應義塾評議員會 | 二七三 |
| 義塾の新運動場 | 二七三 |
| 福澤先生第四回忌紀念同窓會 | 二七四 |
| 塾員の特選 | 二七四 |
| 豫科本科 | 二七五 |
| 文學科の復興 | 二七五 |
| 義塾大學文學科の特權 | 二七五 |
| 慶應義塾恤兵音樂會 | 二七五 |

(9)

(138)(137)(136)(135)(134)(133)(132)(131)(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)

| | |
|---------------|-----|
| 福澤先生紀念講話會 | 二七九 |
| 大學生の傷病兵慰籍書冊募集 | 二八九 |
| 社頭小幡篤次郎先生の死去 | 二八九 |
| 故小幡先生の略歴 | 二九一 |
| 小幡圖書基金の醸集 | 二九二 |
| 故小幡先生追悼會 | 二九四 |
| 新特選塾員 | 二九五 |
| 慶應義塾普通部指定 | 二九六 |
| 福澤先生紀念會 | 二九七 |
| 新特選塾員 | 二九八 |
| 塾員の特選 | 二九九 |
| 鎌田塾長の貴族院議員勅選 | 二九九 |
| 福澤三八氏歡迎會 | 三〇〇 |
| 福澤別邸園遊會 | 三〇一 |
| 慶應義塾圖書館建設計畫 | 三〇一 |
| 慶應義塾學生大會 | 三〇一 |

目次

目次

第四 (140)(139)

塾員の特選……………三二二

故福澤先生七週紀念會……………三一二

本塾附屬各種學校……………三一五

慶應義塾醫學所……………三一五

幼稚園……………三一七

(一) 創立者和田義郎氏略傳……………三一九

(二) 教育の方針……………三二一

(三) 教科及び教科書の事……………三二二

(四) 學制及び教授法の事……………三二三

(五) 寄宿舎……………三二四

(六) 幼稚園の現況……………三二八

(七) 生徒の増減及び出身者……………三二九

(八) 福澤先生と幼稚園……………三三二

(九) 幼稚園學校曆……………三三四

(十) 幼稚園雜記……………三三八

(1) 氷川分院慰問……………三三九

目次

(2) 上村中將來舎……………三四一

(3) 東郷大將以下凱旋海軍高級武官の歡迎……………三四三

(十一) 幼稚園の氣風……………三四六

(3) 簿記講習所……………三四九

(4) 幼年科中の女子部……………三五〇

(5) 法律科……………三五一

(6) 支那語科……………三五三

(7) 豫備科……………三五六

(8) 商業夜學校……………三五八

(9) 朝鮮語學校……………三六二

(10) 商工學校……………三六三

第五 分校及び派遣教員……………三六六

(1) 大阪慶應義塾……………三六六

(2) 京都慶應義塾……………三七三

(3) 徳島自助舎……………三八〇

(4) 義塾教員派遣の諸學校……………三八一

目次

(12)

| | |
|-----------------|-----|
| 第六 寄宿舎 | 三九五 |
| 第七 体育會 | 三八八 |
| (1) 劍道部 | 三八九 |
| (2) 柔道部 | 三九〇 |
| (3) 野球部 | 三九〇 |
| (4) 端艇部 | 三九一 |
| (5) 弓術部 | 三九一 |
| (6) 庭球部 | 三九二 |
| (7) フットボール部 | 三九二 |
| (8) 水泳部 | 三九三 |
| (9) 器械体操部 | 三九三 |
| (10) 雜記 | 三九三 |
| 第八 慶應義塾出版社及び諸雜誌 | 三九六 |
| (1) 出版社 | 三九六 |
| (2) 諸雜誌 | 四一四 |
| 第九 演說館俱樂部及び各種學會 | 四一六 |

(13)

| | |
|---------------------|-----|
| (1) 討論會の事 | 四二六 |
| (2) 萬來舎の事 | 四二六 |
| (3) 物理學會 | 四二七 |
| (4) 三田演說會第四百一回 | 四二八 |
| (5) 各種學會及び俱樂部 | 四二九 |
| 第十 『修身要領』及び地方遊説 | 四三五 |
| (1) 『修身要領』の内披露會 | 四三五 |
| (2) 『修身要領』發表演說會 | 四三六 |
| (3) 『修身要領』の獻上 | 四三八 |
| (4) 『修身要領』講演 | 四三九 |
| (5) 地方に於ける『修身要領』演說會 | 四三九 |
| 第十一 義塾假憲法規約及評議員 | 四四五 |
| (1) 慶應義塾假憲法 | 四四五 |
| (2) 義塾規約 | 四四七 |
| (3) 評議員姓名 | 四五〇 |
| 第十二 教職員及び教員會議 | 四五七 |

目次

目次

(14)

| | | |
|---------|----------------|-----|
| (1) | 新錢座時代及び三田初期の教員 | 四五八 |
| (2) | 大學部文學科教師 | 四五九 |
| (3) | 全 上法律科教師 | 四六三 |
| (4) | 全 上理財科教師 | 四六七 |
| (5) | 全 上政治科教師 | 四七二 |
| (6) | 全 上豫科教師 | 四七四 |
| (7) | 普通部教師 | 四七七 |
| (8) | 幼稚舎教師 | 四八五 |
| (9) | 全 上役員 | 四八六 |
| (10) | 商業夜學校教師 | 四八七 |
| (11) | 全 上役員 | 四八九 |
| (12) | 商工學校教師 | 四八九 |
| (13) | 慶應義塾職員 | 四九〇 |
| 第十三 建築物 | | |
| (1) | 芝區三田二丁目二番地 | 四九四 |
| (2) | 全上三田四丁目廿六番地 | 四九八 |

(15)

| | | |
|----------|------------------|-----|
| (3) | 全上三田綱町新運動場 | 四九九 |
| 第十四 圖書館 | | |
| 第十五 會計の事 | | |
| (1) | 沿革 | 五一〇 |
| (2) | 維持會趣意書並に規則 | 五二二 |
| 第十六 雜記 | | |
| (1) | 學校醫の事 | 五二九 |
| (2) | ランプ使用の事 | 五二九 |
| (3) | 交詢社の事 | 五二九 |
| (4) | シリー、ヒッチコック兩教授の來塾 | 五三〇 |
| (5) | 早矢仕有的氏の事 | 五三四 |
| (6) | 代言人の事 | 五三五 |
| (7) | 義塾古代上級生の愛讀書 | 五三五 |
| (8) | 福澤先生長沼村民を救ふ | 五三六 |
| (9) | 試文の事 | 五三七 |
| (10) | サー、リード氏の來塾 | 五三七 |

目次

目次

| | | |
|------|-----------------|-----|
| (26) | ライアン氏の義塾訪問 | 五四六 |
| (25) | バウン博士の來塾 | 五四五 |
| (24) | スタンフォード夫人の來塾 | 五四五 |
| (23) | ヒュースの來塾 | 五四五 |
| (22) | 中上川彦次郎氏の死去 | 五四五 |
| (21) | 世界徒歩漫遊者の來塾 | 五四四 |
| (20) | 義塾大學生の講義隊 | 五四四 |
| (19) | 義塾舊友懇親會 | 五四四 |
| (18) | ラッド博士の演説 | 五四三 |
| (17) | ピヤヅリー將軍の來塾及び演説 | 五四三 |
| (16) | ラルフ、アダム、グラム氏の來塾 | 五四三 |
| (15) | 全上隊旗授與式 | 五四二 |
| (14) | 慶應義塾生徒隊の事 | 五四二 |
| (13) | 同窓會の事 | 五四〇 |
| (12) | 英詩人アーノルド氏の來塾 | 五四〇 |
| (11) | 朝鮮人の入塾 | 五三八 |

| | | |
|------|---------------|-----|
| (33) | 慶應義塾々々歌 | 五五一 |
| (九) | 出征軍全部凱旋 | 五五一 |
| (八) | 日本海々戦 | 五五〇 |
| (七) | 奉天の大勝 | 五五〇 |
| (六) | 旅順開城 | 五五〇 |
| (五) | 旅順口閉塞 | 五五〇 |
| (四) | 仁川旅順の海戦 | 五四九 |
| (三) | 日英同盟 | 五四九 |
| (二) | 威海衛陥落 | 五四八 |
| (一) | 旅順占領 | 五四八 |
| (32) | 慶應義塾の炬火行列 | 五四八 |
| (31) | エリス氏の講演 | 五四七 |
| (30) | シエルドン博士の講演 | 五四七 |
| (29) | 米國名士ウオーレー氏の來塾 | 五四七 |
| (28) | 義塾新年祝賀名刺交換會 | 五四七 |
| (27) | 義塾學生の東郷大將等歡迎 | 五四七 |

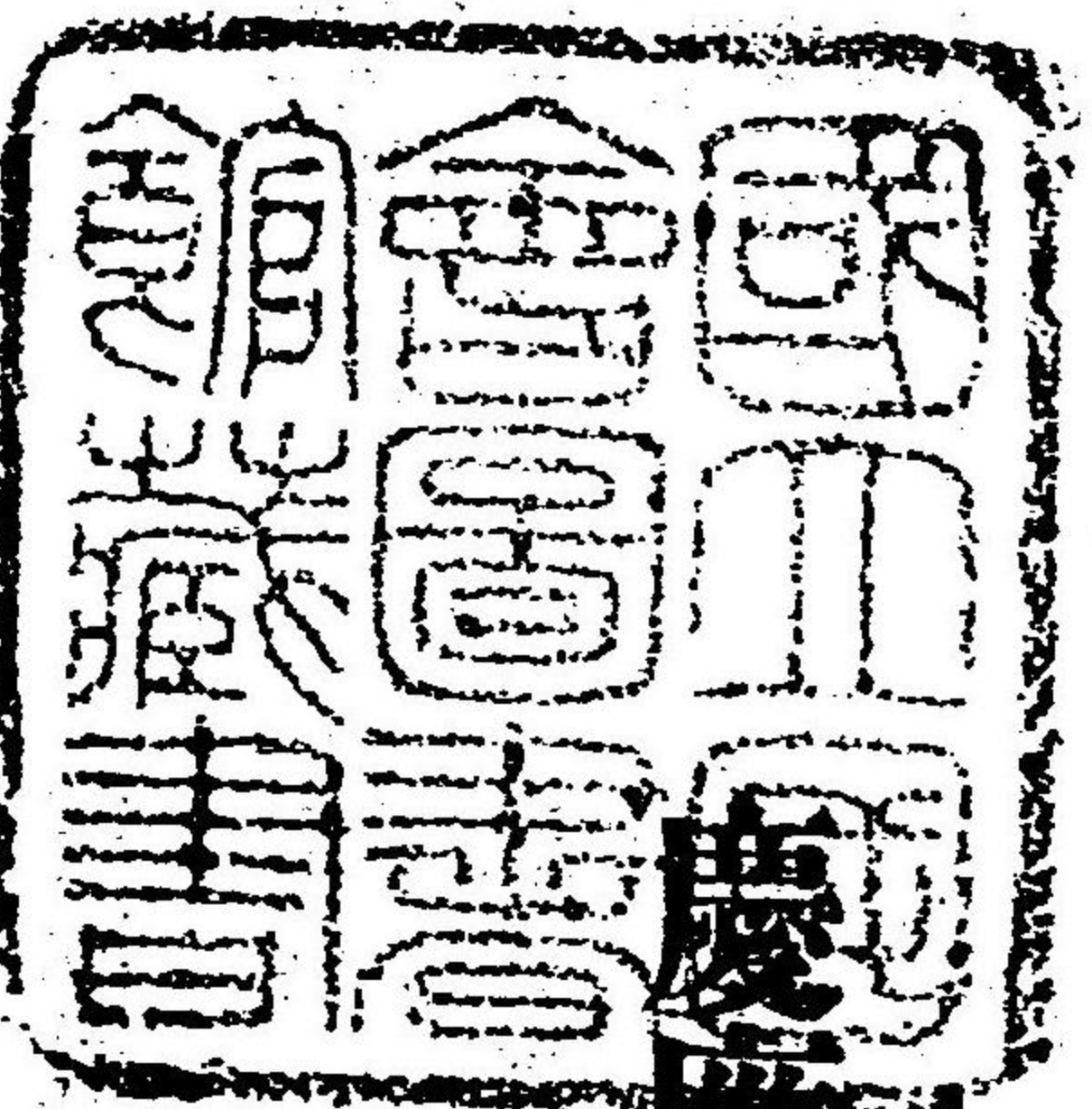
目次

(18)

目次

| | | |
|------|----------------|-----|
| (34) | 義塾學生等の義金 | 五五二 |
| (35) | 義塾入社生徒並に在學生徒年表 | 五五三 |
| 第十七 | 慶應義塾の學風 | 五五四 |

『慶應義塾五十年史』目次 終



慶應義塾五十年史

慶應義塾編纂

第一 總論

慶應義塾と日本文明

十九世紀の後半より、現二十世紀の今日に亘り、我日本の俄然極東に勃興せるは、蓋し古今東西の歴史を通じて、未だ曾て他に類例を見ざる一種不思議の現象と云はざる可からず。即ち今より凡そ五十年以前に於ては、世界は殆ど日本と云へる名前さへ知らず、日本亦今日の所謂歐洲文明諸國なるものを知らざりしに、何を圖らん、其無名の日本が嘉永六年、米使ペルリの來訪に驚かざるゝや、恰も眠れる獅子の覺めたるが如く、一時は頗る周章狼狽の氣味なきにあらずしも、暫くにして正氣に復

(2) し、心機一轉、以て所謂王政維新を斷行すると共に、民心も亦一新して、銳意新文明の輸入に忙はしく、政治に商賣に、學問に工業に、其他社會萬般の事、駸々進歩の其結果、東洋の天地別に西洋的一新文明國を見るに至りしのみか、餘威の及ぶ所、前には清と戰ふて大勝を博し、後には露を破りて世界第一等國の仲間入を爲すことを得たる所以のものは何ぞやと尋ねるに、其原因固より種々ある可しと雖も、他は姑く之を置き、余輩は爰に故福澤先生に依て創立せられたる我慶應義塾の如き、亦自ら此古今未曾有の世變に際し、與て大に力ありしを斷言して憚らざるものなり。

慶應義塾は新日本最古の洋學塾にして、今を去ること恰も五十年前、即ち安政五年十月の創立に係り、當初は僅に舊江戸鐵砲洲奥平藩邸内に設立されたる一小家塾に過ぎざりしも、其後、時勢の進歩と共に、生徒の數も亦次第に増加し、加ふるに慶應四年、即ち明治元年には王政維新の事あり、此れと同時に前記鐵砲洲なる奥平藩邸

は、條約の結果、外國人の居留地と爲りしかば、義塾は永く同邸内に留まるを得ず、是に於てか同年四月、前年來地所を買入れ、新舊の建築修繕亦新たに成れる芝新錢座に移り、殊更に無意味なる時の年號を取て、名を慶應義塾と附けたるは、即ち今の慶應義塾なる名稱の起源なるが、回顧すれば當年は明治新政の劈頭にして、殺氣は海内に充滿し、人心恟々、天下亦文事を語る者なき世の中に在りて、靜かに塾舎の經營に忙はしかりしが如き、事既に非常の英斷なるが上、尙此處に特筆大書を要する一事は、義塾移轉の翌五月十五日、彼の上野に於ける彰義隊變亂當時の如き、時々砲聲を耳にせるにも拘はらず、福澤先生は恰も自ら知らざるもの、如く、其殘れる僅かの生徒と共に、泰然ウエーランド氏經濟書を輪講して、曾て一日も業を休まざりし事是なり。

(3) 既にして維新の風雲も漸く收まり、天下の文思再び蘇生すると同時に、生徒の來り學ぶ者復次第に多く、建坪百五十の新錢座塾にては、到底之を容れ切ること能はざ

(4) りしかば、茲に再び移轉の必要を感じ、此處にせん、否彼處こそ宜しからんと、處々探索の末、終に空氣清良、眺望絶佳なる舊島原侯の藩邸、即ち今の東京市芝區三田二丁目の丘上に移轉することゝ爲れり。時は明治四年の春にして、此事たる、實に我慶應義塾が今日の大を致せる所以の一大根據を得たるものと云はざる可からず。

即ち斯くして慶應義塾は明治維新に先立つこと十年、時論は正さに攘夷の頂上に達し、洋學者を見ること殆ど悪魔外道の如くなりし世の中に生れ、其經營頗る困難なるものありしにも拘はらず、創立者たる福澤先生の剛毅大膽なる、所謂滿天下を敵にするの覺悟を以て獨り自ら居り、維新の前後凡そ四十年間一日の如く、内には孜孜として文明の學を講じ、外、社會に向ては、常に時勢に先んずること一步なる、最も聰明にして且着實なる意見を發表し、以て時人をして、恰も暗夜に燈火を仰ぐの思あらしめたるは、苟も公平に我新日本の歴史を語る者の皆共に首肯する所なら

ん。

(5) 然るに此光榮ある義塾も、不幸にして去る明治三十四年二月三日を以て、終に社頭福澤先生の長逝を見るに至れり。義塾將た天下の不幸何物か之に過ぎん、當時門生等一同既往を思ひ、將來を案じ、悲嘆哀悼の情に堪へざりしも、而も我義塾は之が爲め毫も失望落膽せざりしのみか、却て一層愛塾の念を喚起し、皆曰く、「人生常なし、逝く者は歸らず、先生の永眠眞に悲む可しと雖も、元と是れ人生の常事、我等此際婦女の爲を學んで、空しく慟哭せんよりは、寧ろ如かんや、一心同躰、以て先生の偉業を百年に傳へんには」と。乃ち同年二月八日、最も靜肅にして又最も壯大なりし送葬の式了るや、其翌日を以て、在京の同窓者一同は更に義塾に集り、一場の追悼會を開きしが、其節先生の高弟故小幡先生には、徐ろに立て先生の高徳を追懷し、然る後改めて來會者に告げて曰く、「我等今日此人生最大の恨事に際し、若し世間の笑を招くなからんことを欲せば、宜しく義塾の維持を鞏固にし、以て先生の事業を永遠

(6) に傳ふるの計なかる可からず。而して之が維持の方法如何に就ては、何れ評議員諸氏とも熟議の上、他日重ねて諸君に諮る所ある可し」と。其後三月二十三日を以て開かれたる評議員會に於ては、維持會なるものを組織し、今回は大金よりも、寧ろ小口の金を廣く募集するに如かずと爲し、之を世間に發表せしに、單に塾員のみならず、間接に先生の徳風を慕へる世間有志の士も、亦陸續加入せしかば、最初の豫定額三千口は、疾く既に満ちて、釀金口數合計四千六百五十七口、加入者合計三千百六十五人、此金高總計貳拾七萬九千四百貳拾圓を得しのみか、是より先き募集に着手したる基本金亦漸く増加して、通計金二十八萬三千八百六拾圓餘（共に明治四十年二月七日現在高）を算するに至りしが、是れ偏に故先生の高德に由ると雖も、抑も又塾員を初め、天下有志者の塾を愛するの念厚きに由らずんばならず。然り而して義塾の財政は、先生の逝去後次第に順境に赴くと同時に、一方には又常に機を見て學事の改良進歩を計るに怠らず、今其の近く十年來に於ける施設の一斑

を列舉せんに、一、私立學校中率先以て數名の留學生を歐米に派遣したる事、二、優に四百人を容るゝに足る可き寄宿舎を新築したる事、三、新に商工學校を開いて時勢の要求に應ぜしのみか、從來の幼稚舎、商業夜學校、普通部及び大學部等の如きも、社會の進運に伴ひ、有形に無形に亦大に面目を改めたるは、皆人の知る所なるが上、更に將來の發展に關しても、現に當局者の計畫中に屬するもの尙二三にして止まらず。旁々創立以來滿五十年に相當する今明治四十年の佳辰を以て、我新日本最古の洋學塾にして、且文明の先導者たる名譽を有する我慶應義塾は、目出度も無事生長して、今や慶應義塾の名の下に結合せられたる、獨立自由の一大學校と爲るに至れり。是れ實に非常の進歩にして、吾人は單に慶應義塾の爲めに此事を賀するのみならず、日本國民の一員として、日本の文明、否文明の源たる學問の獨立の爲めに滿腔の祝意を表せずんばあらざるなり。

(7) 然れども此祝意たる要するに既往に對して然るのみ、慶應義塾が天下の學塾とし

(8) て、遺憾なく其抱負を實にするの日は、尙遠き將來を待たざる可からずとして、以下、創立者福澤先生の略傳より、慶應義塾の既往五十年間に於ける歴史の概要を記し、以て一は温古知新の用に供し、一は此れに依て以て義塾將來の進歩を卜せんと欲するものなり。

第二 創立者福澤先生略傳

世間の廣き、貧賤に處して其志を奪はれざる者は間々之あり、然れども威武に遇ふて其説を變ぜざる者は稀なり。威武に遇ふて其説を變ぜざる者亦往々之なきに非ず、然れども富貴に居て其身を汚さざる者に至ては、古今多く其例を見ざる所とす。然り而して遠くは漢洋の諸聖賢人より、近くは我國に於ても、過ぐる五十年前に於ける英明の士は姑く置き、彼の徳川幕府の末路、明治維新の激變より今日に至る前後五十年、此間に於て若し所謂人物なるものを求むれば、政治家を初めとして、學術界に宗教界に、工業界に商業界に、各々一家を立て一門を張り、以て名を當代に知られたる者は殆ど數ふるに遑あらず。然れども此等の諸賢は、文に非ざれば武、武に非ざれば文、或は智に深きものあれば、或は才に敏なるものあり、或は徳に高きものあれば、或は勇に長ずるものある等、所謂一方に將たる者にして、未だ

(10)

以て天下の師表、萬民の模範とするに足らざるの憾なしとせず。而して此際若し吾人が冒頭に所謂貧賤も奪ふ能はず、威武も屈する能はず、富貴も亦淫する能はず、以て天下の師表、萬民の模範たる可き獨立獨行の士を求めんか、吾人は先づ指を我慶應義塾の創立者、故福澤先生に屈するの失當ならざるを信ずるものなり。

先生は豊前中津の人、其先、世々藩の下士たるに過ぎざりしが、祖父兵左衛門山奉行を命ぜられ、父百助學を好み、志操高潔、最も伊藤東涯を尊信す。計吏と爲つて大坂の藩邸に在ること十五年、二男三女を擧ぐ、先生は實に其末子なり。生れて十八ヶ月にして父百助君歿し、一家學て中津に歸る。長じて十四歳の頃に至り、先生自ら悟る所あり、初めて學に就く。時に同藩の學友に後るゝこと數歳、長大の身を以て、俯して幼者に教を受くと雖も、文を解するの才は夙に同輩に冠たりしと云ふ。家固より小祿にして、口を糊するにも足らざれば、身を以て讀書に委ぬるを得ず、常に母に従ふて家事を勤め、凡そ米麥を舂き、薪を割り、屋根、壁の壞れたるを修め、戸

(11)

障子の破れたるを補ひ、疊の表替、桶の輪替等を初とし、傘、下駄、雪駄の繕ひに至る迄、百般の勞役雜業一として手に觸れざるものなし。而して斯くの如く多事多用の中に於ても、尙讀書を廢せず、加之、家事手傳の傍には、漆の塗物、刀劍及び下駄細工等の内職に従事し、依て以て家計を扶けたることも亦少なからざりしかば、當時福澤の家に於ては、一日先生のあらざるあれば、忽ち不自由を感じ、不足を覺ゆる程なりしと云ふ。以て先生が少時能く貧賤に處して、其志を奪はれざりし事實を見る可きなり。

是より先き、先生深く中津藩に於ける藩風を厭ひ、且藩士等の固陋共に語るに足らざるを見るや、藩を去て志を他に伸べんとするの情、年と共に盛んなるものあり、加ふるに偶々米國水師提督ペルリの浦賀入港の事あるや、物議忽ち騒然、其說端なく傳はりて、中津藩内亦自ら一個の話題と爲り、海外の事情隨て講ぜざる可からざることと爲るや、先生の令兄三之助君、先生に勸むるに蘭學の研究を以てせり。左な

(12)

さだに有爲の志に苦める先生は、今や時機正さに到れりと爲し、令兄に伴はれ、當時藩の太夫奥平壹岐なる人の長崎に在て砲術修行中なるを幸ひ、之を便りて決然長崎に向へり。時に安政元年二月、年二十一歳。

先生の長崎に着するや、壹岐氏の親戚にして、且寓處たりし、光永寺と云へる寺院の居候と爲り、次で砲術家山本物次郎氏の食客と爲るや、一身以て侍講、書記、下女、下男等、上中下一切の家事に任じつゝも、尙其餘暇を以て、蘭醫或は通詞の家に入して、熱心蘭書を研究しつゝありし處、先生の才學と好運は、圖らずも壹岐氏の妬む所と爲り、將さに其奸計に陥り、故山に歸らざる可からざるの窮境に瀕するや、心私に決する所あり、表面に歸郷を裝ふて、其實は江戸行を企て、當時長崎在留の蘭學書生岡部同直なるものに請ふて、在江戸なる其父に宛てたる一封の紹介書を懐にし、同郷人鐵屋惣兵衛なるものと共に、長崎を去ること七里なる、諫早に出て、此處に突然同伴者に別を告げ、獨り船に乗て佐賀に出て、佐賀より三日にして小倉に着

し、小倉より下の關、下の關より大坂と、大膽にも東の方江戸の地に向て進まんとせり。

然るに是より先き、大坂には令兄三之助君、父君の職を襲ふて中津藩邸に在りしかば、先生の途中大坂に着するや、早速之を尋ねて來意を告げしに、令兄は之を答めて、先生が兎も角も一旦中津に歸ることを爲さず、無斷にして直ちに東上するは、是れ決して子たる者の道に非ず」と述べ、懇に其東上を制せしが、先生も亦其意に従ひ、終に師を求めて大坂に留學することゝ爲れり。即ち是れ先生が東上せずして、有名なる緒方洪庵先生の門に入られたる所以なりとす、時に安政二年三月。

(13)

斯くして翌安政三年、先生が緒方先生の塾へ通學中、同窓の先輩岸直輔なる者、腸窓扶斯病に罹るや、先生平素の恩義に報ひんが爲め、看護周旋到らざる所なく、而して其の終に立つ能はざるに及んでは、友人と共に懇に火葬に附して、之を其本國に送り届けしが、其間先生も亦何時しか病毒に感染せしものと見え、事を終へて後僅

(I)

に兩三日、不幸にも同じく熱病に罹りて、病床に呻吟するの身と爲れり。而して先生が此際緒方先生よりして實子も嘗ならざるの親切を受けし由は、『自傳』の詳記する所なるが、尙此事に就ては、去る明治三十三年春四月、當時同邸内に設けありし運動小屋中に於て運動の際、編者が親しく先生より聞く所のものを擧ぐれば左の如し、緒方先生、緒方先生は私から云へば、えらいとも何とも云へぬ、尤て自分の親の様に思はれます。私が先生の塾に居た時に、酷ひ熱病を煩つた其時杯は、眞實の親も及ばぬ程の御親切で、何から何と御世話をして戴きました。殊に私は極く小さい時に父親に分れて、其顔形さへも充分知ることが出来なかつた爲めか、今から考へても、緒方先生は私の父やら、私の父は緒方先生であつたやら、其邊には殆ど區別が附かぬ程であります」と。

即ち緒方先生を初め、友人の好意空しからず、九死の中幸に一生を得るや、同年五月の頃、兼て僕麻質斯を煩ひ、且大坂勤番の年期も漸く満ちたる令兄三之助君と

(15)

同道にて、保養旁々一時郷里中津に歸り、居ること兩三ヶ月、同年八月を以て再び上坂して、相變らず中津藩邸の空長屋より自炊通學を始めたり。然るに豈圖らんや、同年九月三日令兄三之助君郷里中津にて病死せりとの悲報に接するや、先生は取るものも取り敢へず、即刻中津を指して歸り見れば、身は已に福澤家の主人と爲りて、亦如何ともす可からざるに似たり。然れども願れば志業未だ成らず、之を中道にして廢するは、先生の得て堪ふる所に非ざりしかば、叔父の叱責、世間是非の批評にも拘はらず、先生は一日其本心を母君に打開けしに、母君亦潔く先生の乞を容るゝや、先生の喜譬ふるに物なく、斯くなる上は最早他に憚る所なしとて、再び上坂することゝ爲れり。而も此際又一困難事ありと云ふは、他に非ず、令兄の病氣等に伴へる借金の後始末是なり。先生は已むなく傳家の藏書を初として、書畫、刀劍、家具、雜品、苟も錢に代ふ可き物は、一切賣拂ひて、其結果四十兩と云ふ大金を工風し、以て漸く債務を果し得たりと云ふ。

(16)

扱て又歸郷中先生一日奥平壹岐氏に面會の其際、同氏より所藏の和蘭新版築城書を示さるゝや、心私に之を得んとするの情、燃ゆるが如くなるも、而も之を得るの道を得ず、苦心百端の末、暫時の借用を請ひ、之を持歸るや、早々筆紙を用意して、日夜を分たず、凡そ二百頁餘の原書をば、僅に十數日の間に悉皆之を寫し取り、加ふるに知人藤野啓山氏を勞して、之が讀合せ迄も爲し了れりと云ふが如き、事固より變通に屬すと雖も、其心を學問に用ふるの厚くして、志す所必ず之を遂げざれば止まざるの精神は、早く已に此際に發揮されたるを見る可きなり。

既にして砲術修行云々との一片の願書をば、藩廳に差出し、其許可を得て、彌々再遊の運に至りしが、其間際に臨み、不幸にも又々母君の病氣に罹るあり、爲めに醫藥看護の勞に服すること殆ど二週間、其効空しからず、全快の見込最早充分なるを見届くるや、家には頼み少き病後の老母と、尙幼き一人の姪をば、赤貧の中に残し置き、忍び難き恩愛の情を忍びつゝ、決然再び大坂を指して上れり。

夫れより同年十一月の頃無事大坂に着するや、第一に恩人緒方先生を尋ねて、詳に歸省中ありし事の次第を語りしに、深く先生の同情を引きたりけん、爾後他の塾生に對する手前もあればとて、表面は先きに寫し取りし築城書翻譯生の名義なりしも、其實は先生及び奥方の好意に由り、全く同家の食客と爲り、一般塾生と舊の如く蘭學修業の身の上となりしが、扱て當時緒方塾生の氣風如何と云ふに、其多數は所謂醫學書生の事とて、裸躰跣足、酒を飲み、肉を食ひ、人を欺き、物を盗み、獸を屠り、喧嘩を買ふ等、限りなき惡戯亂暴を恣にすることはせしも、而も又一方より見れば、同窓相交るに兄弟も管ならざるの親切を以てするのみか、殊に其本業たる讀書講學に勉めて、殆ど寢食を忘るゝが如くなりしは、自ら是れ當時蘭學書生の常態にして、就中先生の如きは其の最も錚々たるものなりしと云ふ。

(17) 斯くして大坂に在ること前後四年の後、即ち安政五年の秋(此時先生二十五歳)を以て、藩主奥平家の召に應じ、大坂を去て彌々江戸表へ出づること、爲りしが、發す

(18) るに臨み、一先づ郷里中津に歸りて、別を老母に告げ、上江の途次更に大坂に立寄り、岡本周吉(廣島の人にて後古川節藏と改名す)、原田磊藏の二氏と同道にて、同年十一月初旬、無事江戸に着し、先づ當時木挽町汐留に在りし奥平藩邸を尋ね、出府の旨を通ぜしに、同邸の差圖にて、更に築地鐵砲州なる同藩中屋敷附屬の長屋を借受くることゝ爲り、同行の岡本氏と先生の二人、直ちに之に赴きて自炊生活を始めしが、是れ抑も先生が昔の江戸今の東京に於て千歳不朽の活劇を演ずるの幕開きにてありき。

扱て先生の江戸に在る未だ幾許ならざるに、内外の藩士中早く既に先生の令名を聞き、先生の門を叩て教を乞ふ者三々五々相續で起りしかば、先生は自ら之を教授するの傍ら、島村鼎甫氏を初め、廣く交を江戸の蘭學社會に求めて、私に其學力の深淺を測り、以て自ら意を強うする所ありしが、超えて翌安政六年に至り、所謂五國條約なるもの發布の結果、横濱は遂に開港場と爲り、外國人も追々此地に往來する

由に就ては、兎に角其現状を視察せんものとして、先生一日横濱に出掛け、親しく外物を見、外人に接し、以て其平生學ぶ所の蘭學蘭語の應用如何と試みしに、豈圖らんや、千辛萬苦を嘗め、漸くにして學び得たる蘭學も、今や全く水泡に歸し去るの始末ならんとは、何となれば當時横濱に來往する外人等の、口に語り、文に記す所は、大底英語か、然らざれば獨佛何れかに屬し、蘭語蘭文に至ては、殆ど之を見聞することを得ざればなり。

(19) 是を以て横濱より歸來、一時は大に失望せしも、百折不撓は先生の天資、争てか當初の志を廢せん、即ち翌日よりは更に志を新たにして、今度は英語の勉強を思立ち、師を百方に求めて、遂に小石川水道町なる通詞森山多吉郎氏を尋ね當り、兎に角氏に就て教を乞はんものとして、築地より小石川に至る、殆ど二里餘の道をば、毎朝早起して通學怠るなかりしも、當時政府は外國と條約締結中の折柄として、森山氏も自然公務多用の爲めに、毎朝教を受くる能はず、已むなく毎朝は變じて毎夕となり、

(20)

毎日行けども又相變らず差支勝にて、殆ど得る所なかりしかば、小石川通は結局斷念するの外なかりき。

其後は一切獨學と決心せしに就ては、差當り英蘭對譯の字書を得ざる可からず、然るに當時に在ては、未だ何處にも斯かるものなければ、已むを得ず幕府の設立に係る蕃所調所に入門して、該字書使用の道を得んと欲せしも、字書は單に調所内に於て使用せしむるに限り、何人も家に持歸ることを許さずとの規定ありしかば、是れ亦斷念するの外なかりき。而も尙先生の學に篤き、字書を得て獨力研究せんと欲するの一念禁じ難く、當時京濱間を往來せし商人に托して、字書買入方を講ぜしに、幸にして「ホルトツブ」なる、英蘭對譯の字書一部二卷を手にするを得たり。其際先生の喜知る可し。而して此れより後は夜を以て日に繼ぎ、専心英語英文の研究に心を碎けりと云ふ。

扱て斯くの如く、先生が蘭學を廢して英學に轉せられしは、實に非常の決斷なりし

(21)

と同時に、爰に特に注意す可きは、先生の此頃よりして、既に著しく利他公共の念に富まれし事是なり。何となれば先生の一旦蘭學の時務に當るに足らざるを知るや、單に先生一身のみならず、亦進んで友人を勧め、共に英學の門に入らしめたればなり。即ち當時先生の勸告を容れて、蘭より英に入り、以て名を世間に知られし人は、神田孝平、原田敬策等の諸氏なりしが、後者即ち原田氏とは、先生深く意氣相投合しければ、是より後、二人力を合して、或は長崎より來れる小童を尋ねて、之に發音を習ひ、或は我漂流人の、開國と共に故國に歸るありと聞けば、之を其宿所に訪ふて教を受くる等、苦心慘憺、漸く英學の初步に通ずるを得たるは、實に安政六年秋の頃なりき。

然るに爰に圖らずも開關以來未曾有の一大事こそ起りたれ、其は他なし、徳川幕府は同六年の冬を以て、使節を亞米利加に送ることに決し、木村艦長、勝指揮官以下從者總て九十六人、外に亞米利加の漂流人甲比丹ブルックを初め、四五名の外國人、

(22)

咸臨丸と云へる一蒸汽船に乗込み、彌々近日ワシントンへ向け出發するとの事なり。先生此事を傳へ聞かや、兼てより蘭學を初めとし、英語英文を講じ、座して以て泰西の文明を知らんと獨學苦心せる其矢先の事とて、我も亦此一行に加はり、平生唯音にのみ聞ける彼國に渡り、親しく其實際を目撃し來らばやとの情禁ざる能はざるものあり、而も顧みれば、身は是れ新來の一書生、官邊の事情に通ぜざるは勿論、艦長以下幕府の吏員にも知人なければ、如何はせんと思案を凝せし末、不圖心に浮ひしは、蘭家の侍醫桂川某の事なり、即ち此人は先生の知人にして、兼て又艦長木村氏とは姻戚の間柄なりしを以て、早速桂川氏に依頼して木村氏への紹介状を得、之を携へて艦長に面會し、親しく其所望を述べしに、意外にも願意は忽ち聞届けられて、先生亦其一行に加はるの幸を得たり。

斯くて萬延元年の正月、咸臨丸は彌々品川沖を出發して浦賀に出て、浦賀より北に航して亞米利加に向ひしが、此時の船は蒸氣船とは云へ、其實一種の帆前船に過ぎ

ざれば、之に乗て太平洋を横切るの危険は、今より之を想像するに難からず、隨て上、艦長より下、水夫に至るまで、決死の覺悟を以て之に當りしが、幸にも一同生を全うして、無事桑港に着せしは、實に本國を出て、後三十七日目なりき。

而して一行の桑港に上陸するや、米人の歡迎厚遇至らざるなく、又盡さざるなかりしが、而も其市街家屋の有様より、飲食饗應の種類作法に至る迄、一同の目に觸れ、耳に聞くもの、一として奇妙不可思議ならざるはなく、恰も新婚の花嫁が、衆人廣座の中に在て、獨り自ら心を勞するが如きものありしと云ふ。亦以て當時の状況を想ひ見る可きなり。夫れより後彼の地に留まること數ヶ月にして歸朝せられしが、發するに臨み、先生及び一行中の通辯中濱萬次郎氏は、各一冊づゝウエプスター氏字書を購入し歸られしが、是ぞ即ち日本に於けるウエプスター氏字書輸入の嚆矢なりしと云ふ。

即ち先生の萬延元年亞米利加より歸朝せらるゝや、間もなく『華英通語』の著あり、

(23)

(24)

是れ抑も先生が著書出版の初にして、其後兩三年間は新錢座の塾に在て、塾生を教ふるの傍ら、専ら英學の勉強に従事せられしが、文久元年の冬に至り、幕府より更に歐洲諸國へ使節派遣の事あり、先生今度は選ばれて、公然幕吏の一人として、一行に加はるの好機會を得しのみか、其上手當として金四百兩を下附されしかば、先生早速其中より百兩を割て、之を故山の孟母に送り、同年冬英吉利より態々迎船として差向けられし軍艦「オーデン」に乗込み、香港、新嘉堡等の如き、印度洋の諸港に立寄りつゝ、紅海に入り、蘇士より上陸して汽車に乗り、埃及のカイロ府に到着して、此處に留まること兩三日、夫れより地中海に出て、船に乗り、佛蘭西の馬塞耳に着するや、更に瀛車に乗て里昂に一泊、巴里に着して滞在凡そ二十日、使節の事を終り、巴里を去て英吉利に渡り、英吉利より和蘭、和蘭より普魯西の都伯林に行き、伯林より露西亞のペートルスボルグ、夫れより再び巴里に歸り、佛蘭西より乗船して葡萄牙に行き、夫れより地中海に入り、元の通りの順路を経て、文久二年十二月

を以て歸朝せられしが、其間凡そ一ケ年、病院、銀行、郵便、徴兵令、選舉法及び議院、政黨等に付き、實地に見聞の結果を綴合せたるものは即ち有名なる「西洋事情」なりとす。

其後慶應三年幕府の御勘定吟味役小野友五郎氏が、兼て注文せる軍艦請取の爲め、委員長として亞米利加へ派遣せらるゝことゝ爲るや、先生又小野氏に請ふて同行し、再び米國へ赴くことゝ爲り、同年正月二十三日、初めて日米間の航海を開始せる郵便船「コロラド」號に乗組み、横濱を出帆せしが、前年渡米の節とは事變り、海上僅に二十二日にして、桑港に着し、同處に留まること二週間、太平洋瀛船會社の別船に乗替へて、パナマに行き、瀛車に投じて地峽を越え、再び船に乗て、三月十九日紐育に着し、華盛頓に落付、滞在數ヶ月、用務を終へて同年六月下旬歸朝せられしが、先生が洋行中の放言高論は、端なくも幕府の逆鱗に觸れ、當時の所謂謹慎を申附けられしが、彼の『西洋旅案内』なる書は、即ち此謹慎中の時を利用して成

(25)

(26)

りしものなりと云ふ。

其後間もなく許されて再び幕府に出仕し、傍ら鐵砲洲に在て書生の薰陶に餘念なかりしが、明くれば慶應四年、即ち明治元年王政維新の當年なりしも、先生は一つには幕府門閥の壓制及び鎖國主義を厭ふの念深かりしと、二つには當時の所謂勤王家なるものは、幕府よりも一層攘夷主義なりしこと、三つには先生には所謂宿昔青雲の志、換言すれば役人根性絶無なりし等の事情に由り、幕府勤王何れへも加擔することなく、天下は今や開闢以來の大事件なるに、先生は恰も世外の人の如く、新たに新錢座に普請を始めて私塾の經營に忙はしかりしが如き、其出處進退大に當時の人に異なるものありしを見る可し。

否單に維新の當時のみならず、維新以後明治の新天地に出で、後も、先生にして苟も之を欲せば、大臣宰相意の如くならざるなかりしにも拘はらず、而も尙先生は官に仕ふる事を好まず、生涯布衣を以て其獨立を全うせしのみか、内には慶應義塾の

維持擴張に勉めて、盛んに人材を養成し、外に向ては著書に新聞に、天下の人心を開發して、殆ど其の老の至るを忘れられし所以のものは何ぞやと云ふに、此れには先生亦自ら所見なきに非ず、即ち『自傳』の末段に至り、其事を述べて曰く、

一、明治新政府は爵位など設け、維新の精神を沒了せしも、先生自身は何としても之を爲すに忍びざりし事。

一、役人全躰の氣風は兎角支那流の磊落を喜ぶも、先生の性行は全く之と相容るる能はざりし事。

一、幕末に於ける勤王佐幕者の心事は、先生の共に感服せざりし所なれば、假令幕府は滅ぶるも、進んで明治政府の役人たる能はざりし事。

一、千百年來漢學教育の餘弊たる、官尊民卑の陋習を破り、以て文明獨立の大義を明にせんと期したる事。

(27)

尙先生が晩年に於ける三大希望を擧ぐれば左の如し、

(28)

一、全國男女の氣品を次第々々に高尚に導て、眞實文明の名に愧ぢざらしむる事。

一、佛法にても耶蘇教にても、其の孰れたるを問はず、之を引立て、多數民心を和ぐる事、

一、大に金を投じて有形無形高尚の學理を研究せしむる事。

第三 起源及び沿革

(1) 起源

慶應義塾は安政五年の冬、即ち創立者福澤先生が年二十五歳の時、在江戸奥平藩の内命に依り、藩中の子弟を教育せんが爲め、大坂より東下して、築地鐵砲洲なる同藩中屋敷附屬の長屋（今の新富座の横河岸を傳つて行きたる所、即ち永代橋の下手邊ならんと云ふ）に設立したるを初とするも、同年より文久二年の終に至る四箇年餘の間は、生徒の就學する者斷えず新陳代謝して、僅に數十名に過ぎず、云はゞ一小家塾にして、別に記録もなく、又當時の在學生は今殆ど故人と爲つて、尋ね可き様もなければ、其詳細は得て知る可からず。歴史の語を假て云へば、當時は、取りも直さず、慶應義塾有史以前の時代と稱するも可なり。

(29)

(2) 創立當時の學問

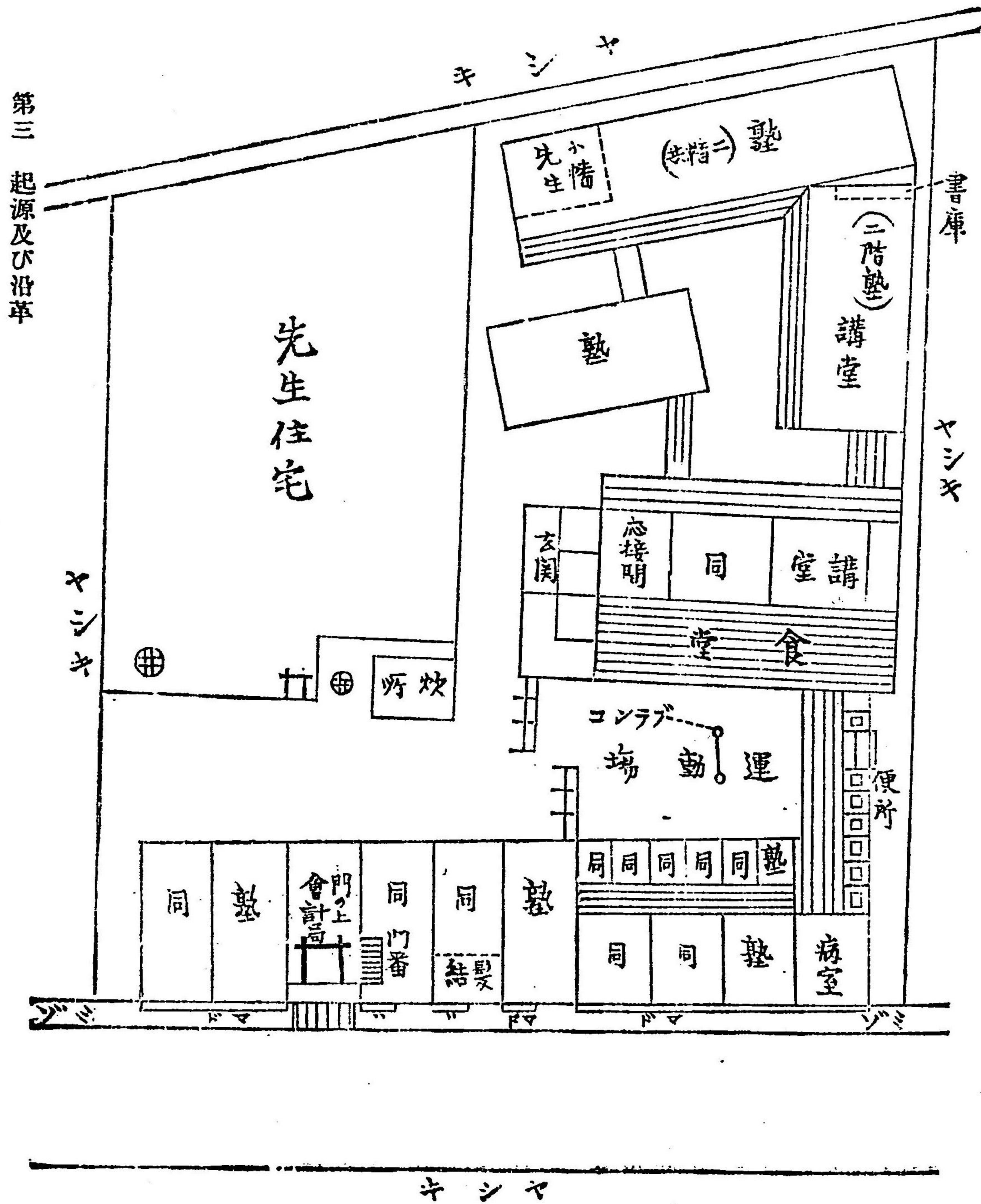
(30)

前章略傳に記する如く、福澤先生の東下以前は、大坂緒方洪庵先生の塾にて、蘭學を修められしを以て、鐵砲洲塾創立當時の學問は、矢張り蘭學にして、唯荷蘭書のみを講じたりしが、翌六年に至り、五國條約の事成り、外國人の渡來する者漸く多きを加ふると同時に、蘭書のみにては到底用を辨ずるに足らざるを悟り、斷然蘭より英に轉じ、彌々之を生徒の教授に用ふるに至りしは、實に文久二三年の頃なりしと云ふ。

(3) 鐵砲洲時代の塾舎及び生徒數

鐵砲洲時代の塾舎は、元と奥平中屋敷附屬の長屋を以て之に充てしものなれば、室に大小あるは勿論、今日の如く、教場、寄宿舎等の區別もなかりしが、今先輩に就て聞く處に據れば、其建物は大凡そ左の如きものにして、先づ疊一枚に付き、一人と云ふ割合なりき。而して殊に可笑しきは、雪隠の上に疊一枚を敷き、其外僅に半疊敷位の板間を存するのみと云ふ一室ありしが、斯かる室にても、當時は寧ろ上等

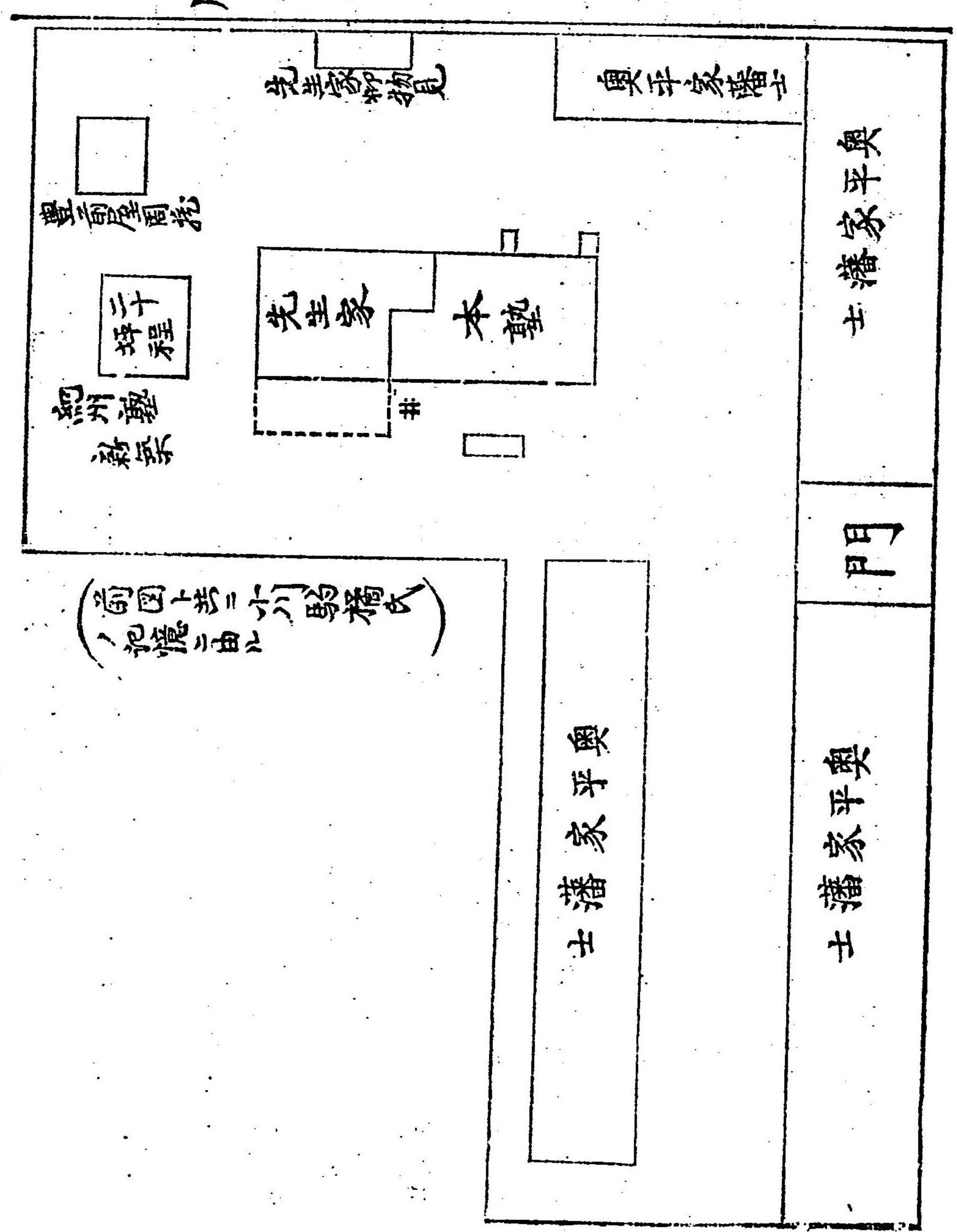
(31)



(32)

の部類なりしと云ふことは是なり。
次に此時代に於ける生徒の數如何と云ふに、文久二三年の頃、英學の教授を始めよりば、生徒の數も次第に増加して、慶應三年の頃には、八十名より百名の多きに達せしが、今日よりして之を觀れば、八十名の數少きに似たれども、當時に在ては、實に他に其比を見ざるの多數なりしと云ふ。尙奥平藩中屋敷全圖左の如し、

(33)



(34)

(4) 鐵砲洲時代の洋書及び教授法

鐵砲洲時代の洋書としては、ウエブスター氏の大辭書一部に、其他カッケンボス、及びチャンパー氏物理書各一部づゝ位ありしに過ぎざれば、各生徒は時を限りて、一回の輪講分位づゝ之を書寫し、書寫成るや、自ら字引を引て之を讀み、以て當時六歳の回讀と稱し、月六回々讀の用意を爲せしものなるが、回讀の當日は、兼て寫取りし書物をば、幾つかに分ち、之を抽籤にて順番に各生徒に讀ましめ、當番生徒讀終る時は、會頭を初め、列席の銘々より交々質問の矢を放ち、若し首尾好く之に答辯し得る時は、其成績表に白點を附し、然らざる時は、之に黒點を附して、次席に回はし、次席者同じく答ふるを得ざれば、又其次席に譲り、斯くして最後に至るも尙解決し得ざる時に至り、初めて先生之を説明せらるゝと云ふ仕組にて、斯くして得たる成績をば、月末に至り、之を計算し、其成績に従ふて、席換、即ち成績優等の者には、最上等の席、例へば窓に面したる如き處を與へ、其不出來の者には、

座敷の真中と云ふ如き、暗き場處を與ふるの定めなりしと云ふ。是れ鐵砲洲時代に於ける教授法の大要なり。因に云ふ、當時先生の生徒に質問を發するや、態と間違ひ易き様／＼にと問はれたるものなりと。

(5) 鐵砲洲時代の食堂

鐵砲洲時代の塾生は、食器として、唯一個の大なる井を有するのみ。而して食堂とも見る可き、凡そ十疊敷程の板間ありて、此處には大なる飯櫃に飯を盛り、鍋には味噌汁を湛へて、食事の用意一切整ふや、拍子木を打つて食時を報ずるの例なりしが、此音を聞附くるや否や、各塾生は手に／＼前記の大なる井を持ちて、食堂に驅附け、我れ先きにと、第一に味噌汁の側に寄り、杓子を以て汁の實を掬ひ取り、しきは灰篩を買來りて、一時に其實を浚ひ盡す者すらあり。斯くして汁を斟ぎ終るや、次は飯櫃の側に集り、汁の上に飯を山盛りに盛りて、急ぎ各自の室に歸りて之を食す。是れ鐵砲洲時代に於ける食事の模様なるが、其狀恰も戦場の如く、隨て

(35)

(36)

其戦後の狼籍殆ど名状す可からざるの光景なりしと云ふ。

(6) 福澤先生の洋書購入

福澤先生が慶應三年正月を以て、三度目の洋行をさるるに當り、日々に増加せる塾生が、何れも書籍の缺乏に苦める情を察し、今度の洋行を幸ひ、如何にもして塾生に書物を買ひ與へばやと焦慮せられ、當時先生自身、信用の有らん限りを盡して金策せられしは勿論、塾生にも勧めて出金せしめしが、現に和歌山藩より入塾し居りし凡そ十名程の生徒の如きは、藩金二百圓許りの融通を乞ひ、之を先生に托して書物を買入れたりと云ふ。而して當時先生の手許に集められし金高は、果して幾許なりしや詳ならざるも、恐らくは二千圓を下らざりしならんとの事なり。左ればにや、同年六月下旬、先生が米國より歸朝當時の如き、書物箱のみにても十二箱の多さに達せし其中には、ウエーランド及びミルの經濟書を初め、字書等少からざりしも、就中其最多數を占めしものは、重に教科書類なりし爲め、此れより後は、文法にあれ讀

(37)

本にあれ、歴史にあれ經濟にあれ、其他地理、物理、數學等の如きも、生徒は各自一冊づゝ書を手にし得るのみか、種々科を分ちて之を講ずること甚だ易く、塾中復前日の如く、原書を騰寫するが如き迂遠の談を聞かざるに至りしが、實に是れ義塾學事の一大進歩と云ふ可きなり。因に云ふ、當時日本に於ける原書の相場は、ウエプスター氏字書は二十四五兩より三十兩、カッケンボス物理書は六七兩より十兩位せしものなるが、之に反して、先生の購入し歸られたる書物の原價は如何と云ふに、ウエプスター氏字書は四兩、カッケンボス氏物理書は二兩と云ふ様な廉價なりしも、先生は唯自ら之を讀まんとする者にのみ限り、原價にて賣渡し、利益を目的とする書林杯には、一冊も渡さざりしが、兎に角先生が原價を以て澤山の原書を輸入せしを以て、東京に於ける原書の相場は、之が爲め、一時全く破壊されしものなりと云ふ。

(7) 幕府の翻譯及び政府の洋書注文

(38)

此事は直接義塾の歴史とは關係なきも、間接には維新當初に於ける義塾の位置、及び時勢の一斑を察するに足るものあれば、聊か記する所あらんに、福澤先生が廉價にて多く原書を輸入せし由を傳へ聞くや、政府も亦先生の後を追ひ、多く原書を注文して、盛んに世間へ賣出せしが、是より先き、幕府の開成所にては、種々原書を翻刻出版したることあり。其書物は讀本、文典、及び物理書等、何れも極初歩のものに過ぎざるのみか、若し之を外國にて求むるとすれば、甚だ安く買得たるものなるに、當時は未だ西洋紙を輸入することも知らざるの悲しさ、厚き雁皮紙を造りて、其表裏に印刷する如きことを爲せし爲め、結局非常に高價のものに爲りたり。尙當時の出版に係るものにして、今日處々に散在するものは、『木葉文典』及びピカルト氏原著堀某氏譯の英和對譯書等なりと云ふ。

(8) 新錢座移轉

安政五年以來義塾の所在地たりし築地鐵砲洲なる奥平藩邸は、條約の結果新たに外

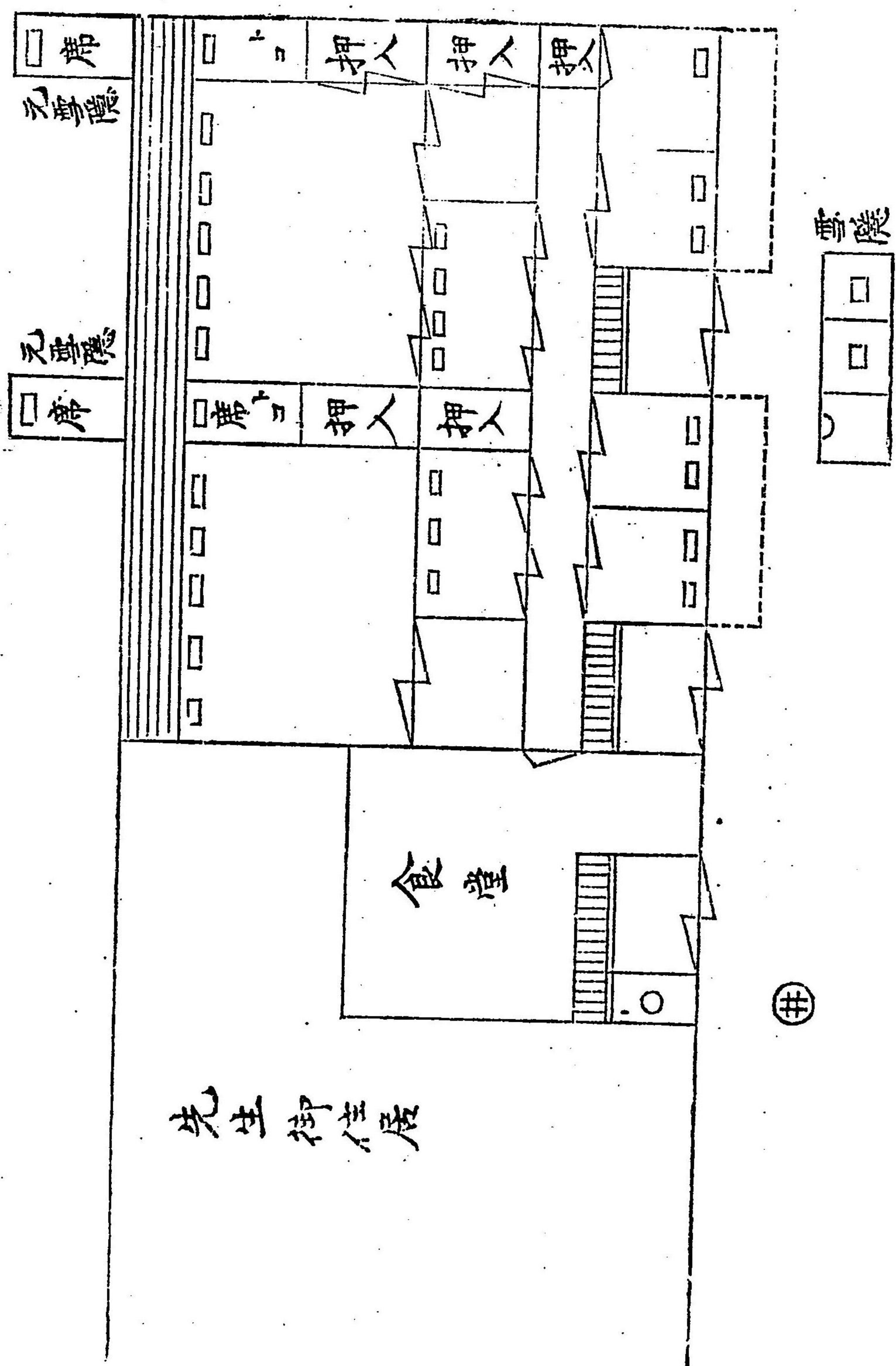
(39)

國人の居留地と爲りし爲め、義塾も亦永く同邸内に留まるを得ざるに就ては、豫め之が用意にとて、慶應三年の冬、芝新錢座にて買入れたる地面、即ち舊有馬藩の中屋敷ありしを幸ひ、終に此處に移轉することゝ爲れり。同所の地坪は凡そ四百、在來の建物には、長屋一棟に、土藏一個、其代金合せて三百五十五兩、即ち右の家屋を修繕すると同時に、奥平中屋敷の古長屋を貰ひ來て、凡そ百五十坪の普請を爲せし其費用僅に四百兩。扱て當時の時勢如何と云ふに、官軍東下して、江戸には鎮將府なるもの新たに出來、將軍慶喜公には水戸の方に落行くと云ふ有様にて、天下騷然、江戸八百八町誰一人として普請するものなきのみか、何れも皆荷物を擲げて逃げ支度最中なる世の中に居て、先生獨り塾舎の經營に忙はしく、其土木功竣りて彌々此れに移轉せしは、同年四月の事なりき。尙此時福澤先生が凡そ幾人位の生徒を收容する豫算にて建築を爲せしやと云ふに、寮舎より食堂に至る迄、一切萬事一百人と云ふ見當なりしが、顧みて實際入塾生の數如何と云へば、前述の如き騷動の爲

(40)

め、生徒は日々減少の一方なりしこと、人々皆先生の擧を以て無謀無鐵砲の甚しきものと思ひしも、而も先生は是れ單に一時の事のみ、戦争すら終らば、生徒は必ず激増するならんと自信にて、毫も人言に取合はざりしが、果せる哉維新の風雲漸く收まるに従ひ、西より東より、生徒の入塾する者益々多く、遂に新錢座の地所建物にては、如何ともする能はざるの盛況に達せり。加之、大坂緒方先生の塾生は、其盛時果して幾名に達せしやは明ならざるも、兎に角一私塾にして一時に百名の生徒を收容せしが如きは、開闢以來曾てなき所ならんと云ふ。因に云ふ、新錢座時代にも幾分通學生と云ふものなきに非ざりしも、學問は夜間勉強を要するもの故、通學にては迎も満足なる勉強は出來ずとは、當時學問社會一般の定論なりしと云ふ。

(41)



(42)

(9) 慶應義塾の命名

安政五年の冬一家塾を創立してより、慶應四年の四月芝新錢座に移りし迄は、一部塾生の間には不可無館杯と稱せしものなきに非ざりしも、是れ唯私に命名せるに過ぎずして、未だ公然の塾名なるものなかりしが、新たに新錢座に移轉すると同時に、今より何か名を附けんものとして、塾中先輩の間に種々協議の末、遂に時の年號に取りて名を慶應義塾と公稱するに至れり。尤も此命名即ち明治元年に慶應義塾の名は、一見甚だ不都合なるに似たるのみならず、當時勤王家連の中には、慶應は既に去りて、明治の大御世と爲りし今日、尙依然慶應義塾とは何事ぞや、此れは必ず王政復古に快からざるものあるが爲め、然るものならんとの非難嫌疑なきに非ざりしも、其實明治改元の布告は、同年九月の事にして、義塾の竣功は四月に在り、旁々當時は未だ明治の名をば知らざりし時なればなり。次に義塾の名は西洋の「フリー、スクール」より來りしものにて、一文の月謝をも受けずと云ふ意味なり」と云へ

ば、或は文明の先覺者が天下の爲め、義務として立てたる學校と云ふ意味よりして、斯く名けたりと云ふ者あり。今日よりして見れば、其の果して何れが命名者の眞意なりしやは得て知る可からざるなり。

(10) 新錢座時代に於ける慶應義塾の規則並に記事

新錢座移轉後、早々の起稿に係る、入社規則、日課表、慶應義塾の記、及び寄宿舎、食堂、日課表に關する書類は、幸にして名古屋六都氏の手許に保存されありたれば、左に起稿の順に従ひ、之を記載す可し。此中「慶應義塾の記」なる一文は、松山棟庵氏の談に據れば、小幡先生の文案、福澤先生の加筆に依て成れるものなりと云ふ。

入社規則

(43)

- 一、會社に入る者は其式として金一兩可相納事
- 一、入塾の節は塾僕へ金二朱可遣事

第三 起源及び沿革

- 一、外宿の社中は毎月金二朱宛可相納事
- 一、入塾之證人は本人在塾中其一身之事故悉く可引受事

慶應四年戊辰四月

日 課

一、^{エエランド氏}經濟書講義

福澤諭吉

火曜日 木曜日 土曜日 朝第十時より

一、^{クエツケンボス氏}合衆國歴史講義

小幡篤次郎

月曜日 水曜日 金曜日 朝第十時より

一、^同窮理書講義

村上辰次郎

月曜日 木曜日 午後第一時より

一、^{バルレイ氏}萬國歴史會讀

小幡甚三郎

火曜日 金曜日 午後第一時より第四時迄

第三 起源及び沿革

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、^{スミス氏}窮理初歩

村上辰次郎
小幡甚三郎
松山棟庵
小泉信吉

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、^{バルレイ氏}萬國歴史素讀

永島貞次郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、^{コルチル氏}地理書素讀

小幡篤次郎

日曜日の外毎日 朝第九時より第十時迄

一、^{コナミンア氏}人身窮理書會讀

松山棟庵

月曜日 木曜日 午後第一時より第四時迄

一、^{クエツケンボス氏}窮理書會讀

永島貞次郎

水曜日 土曜日 午後第一時より第四時迄

慶應義塾の記

(46)

今爰に會社を立て、義塾を創め、同志諸子相共に講究切磋し、以て洋學に従事するや、事本と私にあらず、廣く之を世に公にし、士民を問はず、苟も志あるものをして來學せしめんを欲するなり。抑も洋學の由て興りし其始を尋ぬるに、昔享保の頃、長崎の譯官某等、和蘭通市の便を計り、其國の書を讀習はんとを訴へしが、速に允可を賜りぬ、即ち我邦の人横行の文字を讀習ふの始めなり。其後寶曆、明和の頃、青木昆陽、命を奉じて其學を首唱し、又前野蘭化、桂川甫周、杉田鷓齋等起り、專精して以て和蘭の學に志し、相與に切磋し、各得る所ありと雖も、洋學草昧の世なれば、書籍甚だ乏しく、且之を學ぶに師友なければ、遠く長崎の譯官に就て、其疑を叩き、偶々和蘭人に逢へば、其實を質せり。蓋し此人々孰れも英邁卓絶の士なれば、只管我作古の業にのみ心を委ね、日夜研精し、寢食を忘るゝに至れり。或は傳ふ、蘭化翁長崎に往きて和蘭語七

百餘言を學得たり」と。是に由て古人力を用ゆるの切なると其學の難きとを察すべし。其後大槻玄澤、宇田川槐園等繼起し、降て天保、弘化の際に至り、宇田川榛齋父子、坪井信道、箕作阮甫、杉田成卿兄弟、及び緒方洪庵等接踵輩出せり。是際や讀書譯文の法漸く開け、諸家翻譯の書陸續世に出づると雖も、概ね和蘭の醫籍に止りて、傍ら其窮理、天文、地理、化學等の數科に及ぶのみ。故に當時此學を稱して蘭學と云へり。蓋し是時と雖も、通商の事は和蘭一州に限り、其來舶するや、唯西陲の一長崎のみなれば、尙書籍の乏きは論なく、總て修學の道甚だ便ならざれば、未だ隔靴の憾を免れず。然るに嘉永の季、亞美理駕人我に渡來し、始めて和親貿易の盟約を結び、又其好を英佛露等の諸國に通ぜしより、我邦の形勢終に一變し、世の士君子皆彼國の事情に通ずるの要務たるを知り、因て百般の學科一時に興り、各其學を首唱し、生徒を教育し、此に至りて始めて洋學の名起れり。是れ豈文學の一大進歩ならずや。顧ふに一

(47)

(48)

運の將に開かんとするや、進むに必ず漸を以てす、譬へば猶樓閣に上るに階級あるが如し、乃ち天保、弘化の際、蘭學の行はれしは、寶曆、明和の諸哲、これが初階を成し、方今洋學の盛なるは、各國の通好に因ると雖も、實に天保、弘化の諸公之が次階を成せり。然則吾黨今日の盛際に遇ふも、古人の賜に非ざるを得んや。抑も洋學の以て洋學たる所や、天然に胚胎し、物理に格致し、人道を訓誨し、身世を營求するの業にして、眞實無妄、細大備具せざるは無く、人として學ばざる可からざるの要務なれば、之を天真の學と謂て可ならんか。吾黨此學に従事する茲に年ありと雖も、僅に一班を窺ふのみにて、百科浩瀚、常に望洋の嘆を免れず、實に一大事業と稱す可し。然も難きを見て爲さざるは丈夫の志にあらず、益あるを知て興さざるは報國の義なきに似たり。蓋し此學を世に擴めんには、學校の規律を彼に取り、生徒を教導するを先務とす。仍て吾黨の士、相與に謀て、私に彼の共立學校の制に倣ひ、一小區の學舎を設け、

これを創立の年號に取て、假りに慶應義塾と名く。今茲四月某日土木功を竣め、新に舎の規律勸戒を立てたり。冀くは吾黨の士、千里笈を擔ふて此に集り、才を育し、智を養ひ、進退必ず禮を守り、交際必ず誼を重んじ、以て他日世に濟す者あらば、亦國家の爲に小補なきにあらず。且又後來此學に倣ひ、益々其結構を大にし、益々其會社を盛にし、以て後來の吾曹を視ること、猶吾曹の先哲を慕ふが如きを得ば、豈亦一大快事ならずや。嗚呼吾黨の士協同勉勵して其功を奏せよ。

○規 則

- 一、會社人々務めて義塾の學問を盛にせんを欲し、其風習を整肅にせん爲め、即ち決定する所の紀律左の如し。
- 一、眠食都て清潔を心掛く可し。
- 一、金銀の貸借を禁ず。

(49)

(50)

- 一、門の出入は夜五時半時を限る。
- 一、夜中音讀を禁ず。
- 一、毎朝早起夜具を片付け、私席を掃除す可し。
- 一、戸障子、壁其他銘々の行燈へも樂書一切無用たる可し。
- 一、表長屋の窓より物を買ひ、或は往來の人と談話す可からず。
- 一、社中の人は元來文を事とするものなれば、何等の事故有りとも、拔刀致さざるは勿論、假令刀を拭候節も、私席にて無用たる可く、必ず塾中か、執事へ相届、講堂の傍ら人なき所にて鞘を脱す可し。
- 一、外人へ應接は必ず應接の間に於てす可し、或は知己學友等不得止向は、私席へ案内致し不苦と雖も、隣席の妨と相成可くに付、遠慮す可き事。
- 一、塾中出入の商人等へ要用有之節は、食堂の上り口にて其用を辨す可し、都て塾僕の外下人は一切塾中へ入る可からず。

一、講譯、會讀、素讀一切講堂に於てし、私席へは可成丈互に近づくことなかる可し。

一、講堂の掃除は三人を一組とし、一週日の間是を引受け、終れば次の組合にて今一週日を引受く可し。

但し講堂の掃除とは、毎朝拂曉に窓戸を開き、塵拂にて障子其他をはたき、箒にてはき、晩は又窓戸を閉づる事なり。椽側其他を拭ふ事は塾僕の職分なり。

一、外人應接の爲め、毎日一人づゝ順番を立て、應接の間にて書を読み、傍ら其用を辨す可し。

一、會讀、素讀、講義終れば、直ちに掃除す可し。但し此掃除は外來の社中に引受く可し。

(51)
右之條々相守り、若し不便の事あらば、互に商議してこれを改む可し。

○食堂規則

一、食事は朝第八時晝第十二時夕五時と定む。

但し日の長短に従て次第に其差ある可し。

一、食事の報告、第一杯を聞て各々用意し、第二杯を聞て食椅に就き、第二杯より食終るまで西洋一時を限とす。此時限に後るゝ者は、其次第を食堂監へ申出づ可し。但し期に後れて食する者は食後自分にて掃除す可し。

此掃除とは、自分の用ひし食椅並に其邊の汚穢を拂ひ、拭布にて拭ふ事なり。

一、自席にて飲食するを禁ず、飲食の器をも坐右に置く可からず。

一、三度常食の外、私に食堂にて飲食するものは、必ず其跡を掃除す可し。

一、日曜日は業を休み、午後第二時より食堂にて飲食勝手次第、但し大酒を用ひ、妄りに大聲を發するは嚴禁なり。

一、食椅を食堂外へ持出し、或は他の用に供す可からず。但し讀書正坐に倦み、暫時椅上にて書を讀む事は禁せず。

一、午後晚食後は木のぼり、玉遊等、「ヂムナスチック」の法に従ひ、種々の戯を爲し、勉めて身軀を運動す可し。

右之條々相守り、若し不便の事あらば、互に商議して是を改む可し。

日 課

一、^エ脩心論講義

福澤諭吉

水曜日 土曜日 第十時より

一、^テ萬國歴史會讀

月曜日 木曜日 夜第六時より

一、^エ經濟書會讀

月曜日 木曜日 第一時より

小幡篤次郎

第三 起源及び沿革

一、ペンノック氏 佛國歴史會讀

火曜日 金曜日 第一時より

小幡甚三郎

一、クエッケンボス氏 合衆國歴史會讀

火曜日 金曜日 第一時より

永島貞次郎

一、同氏著小本 合衆國歴史會讀

水曜日 土曜日 第一時より

阿部泰藏
小泉信吉

一、チャンブル氏 各科小引書會讀

水曜日 土曜日 第一時より

肥田鉷次郎

一、ペートル、バルレー氏 萬國歴史會讀

火曜日 金曜日 第一時より

松田晋齋

一、同書會讀

水曜日 土曜日 第一時より

永田健之助
(健助)

一、ハイスクリル 地理書會讀

火曜日 金曜日 第一時より

馬場辰猪

一、クラマスクリル 地理書會讀

火曜日 金曜日 第一時より

藤野善藏

一、ハイスクリル 地理書會讀

水曜日 土曜日 第一時より

木村 且又
二且又
歩又

一、文典會讀

月曜日 木曜日 第一時より

久米養輔
海老名 晋

一、クエッケンボス氏 合衆國歴史講義

日曜日の外 毎朝第八時より第九時まで

小幡篤次郎

一、經濟説略素讀

日曜日の外 毎朝八時より第九時迄

小幡甚三郎

第三 起源及び沿革

第三 起源及び沿革

一、クエツケンホス氏
窮理書素讀

日曜日の外
毎朝第九時より第十時迄

阿部泰藏
馬場辰猪
松田晋齋

一、ハイスケール
地理書素讀

日曜日の外
毎朝第九時より第十時迄

永田健之助
(健之助)

一、文典并雜書素讀

日曜日の外
毎朝第九時より第十時迄

木村且吉
森村春輔
久米宗儀
橋口養儀
片山淳之助
濱名定四郎
和邨之允
小杉恒太郎

一、算術稽古

月曜日 火曜日 木曜日 金曜日 第十時より第十二時迄
荒井岩次郎

童子局

一、^{ペートル、バルレー氏}萬國歴史素讀

毎朝第八時より第九時迄

小泉信吉

一、雜書素讀

毎朝第八時より第九時迄

海老名晋

扱て先生は斯く規則、就中寄宿舎に關する規則を定めて、後如何にして之を履行せられしやと云ふに、例へば塾生中若し尙規則を犯して、室内の障子に樂書杯しある時は、先生は直ちに自ら小刀を持ち行き、其部分丈けを切抜きて、誰れ彼れの別なく、同室内に居る者をして、元の如く張らしめ、或は又行燈に何か書きあれば、其の何人の所爲たるを問はず、直ちに其持主を咎むるの例なりしが、時としては否此れは自分の所爲に非ず、人の爲せしものなりと辯解する者あるも、先生は尙之を許さずして、責めて曰く、「全體自分の行燈に樂書をされながら、其れを黙つて見て居

(58)

ると云ふは、結局馬鹿と云はざるを得ず、即ち其馬鹿の爵として、早速張替へ置く可し」と云ふ如く、規則は簡單なるも、着々之を實行せし爲め、暫くにして塾中復樂書する者なきは勿論、亂暴極まる學生も、亦自ら溫和高尚の域に達せりと云ふ。

(II) 彰義隊變亂當時の義塾

新錢座塾新たに成りて、首尾好く移轉はしたれども、時は即ち明治元年、東西南北今や正さに戦争最中、就中東京は官賊兩軍の入り亂れたる場所にして、最も讀書に適せず、加之、當時塾中の生徒なるものは、過半は皆諸藩撰拔の士族にして、其父兄は勿論、本人も亦自ら國事に關する者多かりし爲め、漸く塾を退き、當初百名に近かりし生徒も、次第に減少して、四十名と爲り、三十名と爲りて、其減少の極度たる兩三日間は、僅に十八名に過ぎざりしことあり。此れと同時に都下八百八町は、恰も火の消えたるが如く、市に賣買する者なければ、亦酒樓に飲む者もなく、其他寄席、芝居等の如きも、悉皆休業して、物情恟々、人々唯謂れもなく四方に奔

走するのみのことなりしかども、幸にして義塾のみは一日も休業することなく、彼の有名なる上野に於ける彰義隊の變は、明治元年五月十五日の事にして、其日、義塾にては、新舶來の英書ウエーランド氏經濟論の開講日に當り、恰も開講最中なりしが、生徒の中には折々屋根に登りて、上野の兵焰を遠見したる者もありと云ふ。即ち此事たる、恰も在昔歐洲にてナポレオンの大變亂に、荷蘭本國は云ふに及ばず、印度地方の領地までも悉く滅亡したる時、我國長崎の出島には、常に百尺竿頭其國旗を翻して、曾て一日も其國脈を斷絶せざりしと同様、我慶應義塾は取りも直さず、日本洋學の學脈を維持せしものにして、單に一私塾の名譽のみならず、亦自ら日本文明の美事と云ふ可きなり。

(12) 中元祝酒の記

(59)

同年七月慶應義塾社中相會し手づから酒肴を調理して、一宴席を設け、共に文運の地に墜ちざるを祝せし其節の祝文左の如し、

中元祝酒之記

(60)

西洋事情外篇の初巻に云へることあり、人若し其天與の才力を活用するに當て、心身の自由を得ざれば、才力共に用を爲さず。故に世界中何等の國を論ぜず、何等の人種たるを問はず、人々自から其身體を自由にするは天道の法則なり。即ち人は其人の人にして、猶天下は天下の天下なりと云ふが如し 其生るゝや、束縛せらるゝとなく、天より附與せられたる自主自由の通義は賣る可らず、亦買ふ可らず、人として其行を正ふし、他の妨を爲すに非ざれば云々と。春來國事多端、遂に干戈を動かすに至り、帷幄の士は内に焦慮し、干役の兵は外に曝骨し、人情恟々延て今日に至る。於是世の士君子或は筆を投て戎軒を事とするあり、或は一書生たるを倦て百夫の長たらんとするあり、或は農を廢して、兵たる者あり、商を轉じて士たる者あり、士を去て商を營む者あり、事緒紛紜、物論喋々、亦文事を顧るに違あらず。嗚呼是れ革命の世に通る可らざるの事變なる可きのみ。此際に當て獨り我義塾同社の士、固く舊物を守て志業を變ぜず、其好む所の書を読み、其尊ぶ所の道を修め、日夜茲に講究し、起居常時に異なることなし、以て悠然世と相居て、遠近内外の新聞の如きも、これを聞くを好まず、唯自ら信じし、自ら樂み、其道を達するに汲々たれば、人亦これに告ぐるに新聞を以てする者少く、世間の情態亦何様たるを知らず、社中自ら此塾を評して天下の一桃源と稱し、其景況全く世と相反するに似たり。然りと雖もよく事理を詳にし、其由る所、其安んずる所を視察せば、人各々其才に所長あり、其志に所好あり、所好は必ず長じ、所長は必ず好む。今天下の士君子、専ら世事に鞅掌し、干城の業を事とするも、或は止を得ざるに出づると 自ら其所長所好なからざるを得ず。故に彼の士君子にも天與の自由を得て、其素志を施すものと云ふ可し。又我黨の士、幽窓の下に居て、秋夜月光に講究すること舊日に異なることなきを得て、修心開知の道を樂み、私に濟世の一斑を達す

(61)

(62)

るは、豈亦天與の自由を得るものと云はざる可けんや。然らば則ち我輩の所業、其形は世情と相反するに似たりと雖も、其實は共に天道の法則に従ふて、天賦の才力を用ゆるの外ならざれば、此彼の間毫も相戻ることなし。前日の事既に已に斯の如し、後日の事亦將に斯の如くなる可ければ、我黨の士自ら阿らず、自ら曲げず、己に誇ることなく、人を卑むことなく、夙夜業を勉て天の我に與ふる所のものを慢にすることなくんば、豈唯社中の慶のみならん、抑も天の此文を喪さざるの深意なる可し。本日遇々中元、同社手づから酒肴を調理し、一杯を舉て文運の地に墜ちざるを祝す。

慶應四年戊辰七月

慶應義塾同社誌

(13) 新錢座時代の分校

維新の風雲も漸く收まるに従ふて、國人の文思亦漸く舊に復し、又新たに發達して、先生の豫言せるが如く、生徒の四方より來り入社する者甚だ多く、其れが爲

(63)

め、新錢座の豫定人員百人は忽ち超過し去りて尙來る者日々に多く、殆ど其始末に窮せることあり、其れが爲め、直ぐ隣なる江川太郎左衛門の屋敷を買ひて、之を外塾と爲せしも、尙狹隘を感ぜしが、其際恰も越後の長岡藩よりは、秋山恒太郎、藤野善藏、蘆野卷藏及び名古屋六都等の諸氏出て來りしが、此等の人々は何れも皆極めて貧書生なりしより、一つには此等の貧書生を助けん爲め、二つには一人にても多く洋學を學ばしめんと先生の志願に依り、新錢座にて收容し得ざる者は、他に分校を設けて之を教ふるに如かずと爲し、左に掲ぐる「慶應義塾新議」に見ゆる如く、明治二年八月を以て、潮留なる奥平本邸附屬の二階長屋一棟を借り、之に修繕を加へて、二階は甲斐織衛氏を初め、中津學生七名の寄宿舍と爲し、階下を以て講堂に充て、廣く生徒の通學を許したることあり。是れ恐らくは義塾分校の嚆矢ならん。斯くても志願者尙續々絶えざりしかば、今一個所分校を置かんとて、今度は奥平家の菩提所なる、三田古川端なる龍源寺の一部を借入れ、此處に第二分校を設け、

(64)

其教師は新錢座より出でて、交る／＼之を教ふることを爲し、其外當時四級五級位の人二名を選びて、龍源寺分校の取締役に任じたることあり、即ち小杉恒太郎、小谷忍二氏の如き是なり。此外分校と云ふ程には非ざるも、芝山内にも分教場を置きたることあり、亦以て當時々勢の一端を窺ひ知るに足るものある可し。

慶應義塾新議

去年の春我慶應義塾を開きしに、有志の輩四方より集り、數月を出でずして、塾舎百餘人の定員既に滿て、今年初夏の頃よりは、通ひに來學せんとする人までも、講堂の狭きゆへを以て斷り居れり。由て此度は又社中申合せ、汐留奧平侯の屋鋪中に明きたる長屋を借用し、假りに義塾出張の講堂となし、生徒の人員を限らず、教授の行届くだけ、勉めて初學の人を導かんとするに決せり。日本國中の人商工農士の差別なく、洋學に志あらん者は來り學ぶ可し。

一、入社の様式は金三兩を拂ふ可し。

一、受教の費は毎月金二分づゝ拂ふ可し。

一、盆と暮と金千四づゝ納む可し。

但し金を納むるに水引、熨斗を用ふ可からず。

一、此度出張の講堂は、講書教授の場所のみにて、眠食の部屋なし、遠國より來る人は、近所へ旅宿す可し。随分手軽に滯留す可き宿もある可し。

一、社中に入らんとする者は、芝新錢座慶應義塾へ來り、當番の塾長に謀る可し。

一、義塾讀書の順序は大畧左の如し、

社中に入り、先づ西洋のいろはを覚え、理學初步歟、又は文法書を讀む、此間三ヶ月を費す。

三ヶ月終て、地理書、又は窮理書一冊を讀む、此間六ヶ月を費す。

六ヶ月終て、歴史一冊を讀む、此間又六ヶ月を費す。

(65)

(66)

右何れも素讀の教を受く、これにて大底洋書を読む味も分り、字引を用ひ、先進の人へ不審を聞けば、銘々思々の書をも試に讀む可く、むつかしき書の講義を聞ても、随分其意味を解す可し。先づこれを獨學の手始とす。且又會讀入は社後三四ヶ月にて始む、これにて大に讀書の力を増す可し。右の如く、三ヶ月と六ヶ月と、又六ヶ月にて、一年三月なり、決して此間に成學すると云ふにはあらず。勿論人々の才不才もあれども、大凡そこれまで中等の人物を経験したる所を記せしものなり。獨見も出來、翻譯も出來、教授も出來、次第に學問の上達するに従ひ、次第に學問は六つかしくなるものにて、眞に成學したる者とは慶應義塾中一人もなし、恐らくは日本國中にも洋學既に成れりと云ふ人物はあるまじく、唯深淺の別あるのみ。

一、學費は物價の高下に由て定め難し、されども先づ米の相場を一兩に一斗と見込み、此割合にすれば、假令塾中に居るも、外に旅宿するも、一ヶ月金

六兩にて、月俸、月金、結髪、入湯、筆紙の料、洗濯の賃までも拂ふて不自由なかる可し。但し飲酒は一大惡事、士君子たる者の禁ず可きものなれば、其費用を用意せざるは勿論なれども、魚肉を喰はざれば、人身滋養の趣旨に戻り、生涯の患を遺すことあるゆへ、折々は魚類獸肉を用ひ度ものなり。一ヶ月六兩にては迎も肉食の沙汰に及び難し、一年百兩ならば十分なる可し。

一、入社の後、學業上達して、教授の員に加はるときは、其職分の高下に應じ、塾中の積金を以て、多少衣食の料を給す可し。生徒より受教の費を出さしむるはこれ等の爲めなり。

一、洋書の價は近來、誠に下直なり、且初學には書類の入用も少く、大畧左の如し、

理學初歩

價一分一朱

(67)

(68)

第三 起源及び沿革

義塾讀本文典

價一分

地理書

一部に付

窮理書

貳兩より

歴史

四兩まで

和英辭書

價三兩二分

右にて初學より一年半の間は不自由なし。此外に價八九兩ばかりの英辭書一部を所持すれば、最もよし。

日 課

一、歴史並窮理書素讀及講義

日曜日の外

毎朝第九時より第十一時迄

福澤諭吉
小幡篤次郎
永島貞次郎
小泉信吉
肥田鉉次郎
藤野善藏

(69)

一、地理書並雜書素讀

日曜日の外

毎朝第九時より第十一時迄

一、文典素讀

日曜日の外

毎朝第九時より第十一時迄

一、會讀及講義

第一時より

海老名晋
三輪留三郎
吉川泰二郎
小川駒橋
秋山恒太郎
稻垣銀治
安井哲之助
不 定

明治二年己巳八月

慶應義塾同社誌

(14) 新錢座時代の洋書及び教授法

鐵砲洲時代の洋書及び教授法の一斑は、既に記する所なるが、更に新錢座時代に於ける模様を記さんに、福澤先生が慶應三年、米國より歸朝せらるゝや、新たに大中小の辭書、地理、歴史等を初めとして、其他法律、經濟、數學等、一時に數百部の洋

第三 起源及び沿革

(70)

書を購入し、歸られしかば、義塾に於ける學事一新の機運爰に開け、従前稀に見たる歴史、經濟等の如きも、各其種類に従つて、數十冊づゝの書を有するに至れると同時に、福澤先生には、月六回づゝの講義を始められしが、其講本はウエーランド氏經濟書、同修身書、及びギゾー氏文明史等なりき。即ち右先生の講義を外にして、新錢座時代の講學法を云へば、初學者には先づ英書の素讀、文典及び『物理抄』を授け、後、學力の進むに従ひ、對讀又は會讀せしむるの趣向なりしが、對讀は別に會頭を置かず、略ぼ學力同等の者數人相對座して、代るく講讀するの法にして、會讀は少しく之と趣を異にし、先輩の中より一人の會頭を戴き、生徒同志必死と研鑽するも、尙意味の通ぜざるものある時、初めて會頭の説明を乞ふに在り。今其摸様を語らんに、當時の教室（拾疊乃至拾五疊）内には、數脚の粗末なる机の外に、一箇の圓筒と、柱に懸けたる一冊の帳面ありたり。圓筒は會讀の順番を定むるに用ひ、帳面は會頭が毎回各生徒の得點を記入するなり。會讀の度數は月六回と

(71)

して、會終るの後、會頭は次會は何處まで（凡そ二三ページ）を調べ來れと命ず。而して此下調は會員各自に之を行ひ、如何に解し難き箇所あるも、決して之を他に質すが如き事なし。或時兄弟の學生ありて、下級の學生たる弟が、上級の兄より竊に會讀の下調に助力を受けたりとて、兄弟に對する周圍の攻撃甚しく、終に自ら塾を去りし事あり。斯くの如く下調は學生各自に之を行ひ、會讀の席に於て、初めて互に優劣を戦はんとするなり、又其成績は、上記の帳面に、黑白の點を附して、之を教室に置く事なれば、之を盗むも破るも勝手なりしも、曾て之を爲したるものなし。是れ一は當時學制の然らしめたるものならんも、主として學生が粗暴ながらも、亦一種の武士氣質を有したるに由らんずんばあらず。次に春秋二期の大試験は、全塾生の學力を試験し、學力相當の學級に編入するが爲めに行ふものにて、平素の會讀にては、下調に勉強なる者あり、不勉強なる者もあり、又會讀の順番にて、僥倖に平易の箇所當る者あれば、或は運悪く何時も難

(72)

解の所に當る者もある可し。左れば大試験に於ては、何人も同一時間(四十分位)に同一の場所(未讀書の一節)を調べて、數名の先輩の目前にて、順番に之を講ぜしむるなり。大試験は最下級より始めて次第に上級に及ぼすものにて、例へば今日最下級の試験ありとすれば、其試験に拔群の學力ありと認められたる者は、翌日の一級上の仲間に入りて、試験を受けしめ、再び拔群の成績を得れば、又其翌日の仲間に加はるなり。故人益田克徳氏の如きは他より轉學して最下級に入り、一度の試験に際して、四級を飛び越え、儕輩は勿論先生をも驚かしたる事あり。此試験とても別に何等の取締あるなく、又其必要もなかりき、即ち試験を受くる者が他の答案を盗む杯の事は、銘々學問の實力を養はんとする當時の學生に在ては、夢想だにせざりし事なりと云ふ。

因に云ふ、當時は漢學杯讀む者は、「怪しからん奴だ」と云ふ意氣込にて、殆ど之を讀むものなかりしとのことなり。

(15) 寄宿舍の事

慶應義塾にては、鐵砲洲以來、常に寄宿舍の設けあり、否前既に記せる如く、昔の塾は皆寄宿舍にして、通學生としては殆ど之なかりしが、當時世間に學塾と稱せられたる所、或は學者の住宅等は、漢學者流の偏見に由りて、到る所不潔を極め、家根に草の生へるも、室内に埃は積むも、毫も之を意に介せざるのみか、起臥飲食も總て亂暴にして、常度なく、深夜二時三時頃迄も勉強することあり、或は徹夜するも珍らしからず、又塾中に飲食を取寄せ、時を嫌はず、飽食するもある等、甚だ不規律千萬のものなりしが、福澤先生は率先斯くの如き固陋の弊風を一新せんが爲め、毎土曜日には、必ず塾生をして屋舎内外の大掃除を爲さしめ、先生自ら之を檢分して、常に舎内の清潔を保つことに務められたり。此れと同時に各室内には、箒「ハタキ」等を備附けありて、諸生をして毎朝掃除を怠らしめず、就中便所は先生の最も注意せられし所にして、其清潔は勿論、樂書の如きは、常に戒めて、苟も之を犯

(73)

(74)

すことなからしめたり。其他今日世間に普通なる共同便所の如き、又寄宿舎に食堂を設くるが如きことも、義塾之が先鞭を附けしものにして、右食堂の完備せざりし鐵砲洲時代は、前記の如く、各生皆大井に飯汁を盛り來り、銘々自室にて食事せしものなりき。

(16) 受教科の事

義塾にては、明治元年四月、新錢座へ移轉の後、間もなく塾生より、入社節は、入社金として、金一兩(後三兩と爲る)を納めしむる外、更に受教科として、毎月二朱(後一分と爲り又二分と爲れり)づゝを支拂はしむることゝ爲りしが、此事端なくも當時塾の内外を問はず、廣く世間の物議を招くに至れりと云ふは他に非ず、從來漢學の先生は勿論、洋學の先生にても、唯一年盆暮の二回に金品の進物を受けたるのみ、先生より公然毎月幾許の謝金を支拂ふ可し」と定めたること曾て之なかりしに、先生は此習慣を破りて、月謝を徴收することゝ爲りしかば、扱てこそ福澤は文

(75)

を賣るものなり」との非難罵しかりしも、先生は教授も亦是れ人の勞力なり、勞して報酬を取る、何の妨あらんや、却て從來の如く、紙に包みたる贈物を貰ふ者こそ、心卑しき事なれとて、殊更規則中に「金を納むるに水引、熨斗を用ふ可からず」と定められたれども、舊慣改め難く、義塾が明治四年の春三田に移りし當時に至るも、生徒中には尙水引を用ふる者止まざりしが、先生偶之を見らるゝ時は、面前にて紙を開き、福澤は諸君より金を貰ふ者に非ず、此金は斯く々々の費用に充つるものなり、即ち物を買ふ代金も同様なれば、熨斗、水引の用はあらざるなり」と諭されたりと云ふ。尙又當時授教科を定めし其標準は何に取りしやと云ふに、其節在塾の教員若干名、其人々一月の食費雜費を概算すれば、物價下直の際とて、一人に付き、凡そ四圓にして足る可き見込を以て、各教員平等に四圓づゝを給す可き全額と、塾の諸雜費とを共計して、之を學生の數に割附けたるものなりとぞ。兎に角學塾が公然錢を取て人に物を教へしは、義塾を以て嚆矢とす。

(76)

(17) 忘年会及び童子寮大人寮の起源

明治元年の暮に至りては、世は漸く太平に赴き、新たに入社する者益々多かりしが、此時先生自ら塾生を集めて、忘年会を開きしことあり、其席上落語家を呼び、酒を命じ、甚だ盛會を極めしが、此時、會する者凡そ四十餘名。次で翌年秋の頃は、塾生の數、殆ど百名の多きに達せしが、當時門野幾之進、中上川彦次郎等の幼年生増加し來り、之を大人と同棲せしむるは、種々の點に於て不可なるものありとし、斷然童子寮なるものを設けて、萬事大人と區別し、童子寮の監督は、小泉信吉、阿部泰藏、永田健助、海老名晋等の諸氏交替にて勤めたり。斯くして童子等學業相當に進歩したる後は、成年者と共に會讀に加はりたれども、所謂素讀等の受業は、童子寮内にて寮長自ら之に當れり。

(18) 教師給料の事

鐵砲洲時代は固より、新錢座時代に至るも、今日の如く、單に教ふる一方の教師な

るものは殆ど之なく、多くは皆一方には上級の生徒にして、他方に於ては下級者に對する教師なり、隨て亦一定の給料なるものなかりしが、唯其報酬として、左記の金額を免除せらるゝ特典を得たるのみなりき。

| | |
|----|------|
| 舍料 | 一分 |
| 月謝 | 二朱 |
| 食料 | 二分二朱 |

然るに明治二年に至りては、前記の如く、塾生頓に増加して、義塾の會計亦多少餘裕を生ずるに至りしを以て、爰に初めて教師に給料を支拂ふことゝ爲りしが、最初は一人僅に四五圓づゝ位なりしも、翌年六月頃に至りては、漸次増給して、中には二十圓程受くる者ありしが、二十圓の金は當時教師の給料としては、實に未曾有の高額なりしと云ふ。

(77)

(19) 新錢座時代の學資

(78) 新錢座時代の學資は如何と云ふに、明治三年頃、後藤牧太氏が日記に記し遺せるものに據れば、大略左の如し、

- 一金一兩 月金(今の月謝及び教場費を合せたるもの)
- 一金二兩三分一朱 六月分食料及び菜代
- 一金三兩二分 七月分同上
- 一金二兩一分 十一月分同上
- 一金十六匁 書籍借料
- 一金三兩 中元金(但し右は中元祝酒の節の臨時割前なりしやも知れず)

一金二兩 歳暮金

尤も此食料菜代云々」とある菜は、唯澤庵漬あるのみなりしが、終日夫れにて濟せる者もあり、或は程近き源助町邊の煮賣屋にて、煮しめを竹の皮に包みて買ひ來る

者あれば、中には又牛肉を買ひ來り、自ら煮しめ置きて、數日間の菜に供する者もありたり。併し斯くては甚だ不便に付き、明治三年の頃に至ては、當時賄方の雇人にして、門番たりし者、内職に菜を作りて、之を塾生に賣附けたる事杯もありたりと云ふ。

(20) 鐵砲洲及び新錢座時代の塾風

(79) 鐵砲洲時代に於ける塾生の氣風は、當時一般に福澤の塾生と唱へて、多く粗暴を極め、近隣を驚かせるの所業一にして足らざりしも、新錢座に移るに及んでは、比較的溫和なる學生と爲れり。何となれば此頃よりは、塾生も漸く増加し來りたるを以て、先進者は後進生を導くの上、自ら戒むる所ありしのみか、福澤先生も亦此際生徒の品行に關し、特に注意を加へられたることありたればなり。而も尙世間一般漢學塾の餘弊を受け、幾分粗野の風を脱せざりしも、超えて明治二年の頃に至りては、先生も一層塾生の監督を嚴にし、殆ど毎日の如く、塾舎を見廻はり、塾生中

(80)

若し白晝眠れる者あれば起し、遊べる者あれば戒め、其の放縱にして命を奉ぜざる者には、斷然退塾せしむる等の處置に出でられしかば、塾生の氣風更に一段の改善を加へ、飲酒を以て罪惡と心得る迄の美風に達せりと云ふ。次に當時塾生の衣服は如何と云ふに、鐵砲洲時代は尙種々様々なりしも、新錢座時代に至ては、一般に袴を穿ち、帯は一同角帯を締め、角帯書生を見れば、恰も今日のペン印同様、問はずして新錢座の塾生たるを知るに至れりと云ふ。次に頭は、福澤先生を初め、一般に商人風に結髮せしものにて、其西洋風に斬髮を見るに至りしは、明治元年前後、安岡雄吉、熊谷辰太郎等兩三氏、率先實行せしを初めとし、引續き小幡篤次郎、松山棟庵、中上川彦次郎、小幡英之助、及び須田辰次郎等の諸氏も之に倣ひ、甚しきは床屋に行き、坊主と爲りて歸來するものすらありしが、就中小幡先生の斬髮に付、面白き話ありと云ふは他に非ず、當時新錢座の塾には、鐵砲洲以來用達の髮結に、松と云ふ男ありしが、此者は、塾生が恰も申合せたるが如く、相率ひて髮を斬る故、大に驚

(81)

き、殊に時已に十二月にして、心私に一月の祝儀迄も勘定し居たることとして、斯くては堪らずと、切に塾生の斬髮を止め居りしが、就中小幡先生が斷然頭を刈りし時の如き、松自ら涙を流しつゝ之を斬りたりと云ふことは是なり。其後間もなく右の髮結は何れへか夜逃せしが、此れは多分兼てより多少の借財もあり、而して其は一月得意の人々より貰ふ祝儀にて返濟せんと豫期したるに、祝儀は愚か、常職すら失ふに至りしかば、進退此に谷まり、終に斯かる非常手段に出でたるものならんと云ふ。扱て此際福澤先生の斬髮は如何と云ふに、先生は其學說上多く世間に敵を有したることなれば、斬髮、洋服等の形容は、成る可く世間流行の後に之を行ひ、務めて無用に敵を作らざる用意周到なりしかば、寧ろ人よりも後れたる方なりし云ふ。併し塾生の多數は斯くの如く斬髮を決行せしのみか、從來武士の魂とせし双刀の如きも、慶應二三年の頃より次第に之を廢し、遂に明治政府をして廢刀令を發布せしむるに至りしが如き、是れ主として義塾々生の進取活潑能く時勢の先驅を爲せしに

(82) 由るものにして、事小なるが如しと雖も、其影響する所甚だ大なるものありと云はざる可からず。

(21) 慶應義塾の三田移轉

前節に記する如く、二個の分校を造りしも、生徒は依然として多きと、又一つには福澤先生は前年激烈なる腸窒扶斯に罹りし爲め、深く新錢座の濕地を厭はれ、飯倉方面に相當の賣家を求めて、之に引移らんとせられしに、之を聞きし塾生は、塾も亦先生と同時に移轉せんものと主張せしかば、左らば何れか好き場處を探して、義塾も亦共に移轉せんとの事に衆議一決し、夫れより手を分ちて處々方々を尋ねしに、當時の事とて相當の地面は到る處に有りしも、義塾の望む所は、單に地面に非ずして、地面と共に建物に在り。然るに其頃東京中の大名屋敷は、多くは皆破壊し盡されて、舊の形を其儘に存するものとは、唯今は離宮と爲り居れる、赤坂の紀州屋敷位のものに過ぎず、甚だ困難なりしが、當時候補地として數へられしは、今の

(83)

芝區西の久保神谷町仙石屋敷、飯倉片町の紀州屋敷、及び高輪の毛利邸等なりしも、此等は土地善ければ、建物は狭く、建物に不足なければ、土地は低き等、一長一短、容易に決する能はざりしが、爰に新錢座の塾生が、其本校より分校なる古川端の龍源寺へ往來する途中、今の三田慶應義塾の所在地、即ち當時の肥前島原の藩邸を望見し、若しも義塾今回の移轉にして、斯くの如き處に決行するを得ば、嘸どや愉快の事ならん、土地は高燥にして建物も多し云々と、屢々語り合へると同時に、又一方より云へば、島原藩は彼の丸山作樂氏の如き國學者の出でし處丈ありて、非常に攘夷家多きを以て、洋學塾たる慶應義塾に貸下の事は、随分六ヶ敷事ならんと危ぶみもし居たりしが、間もなく福澤先生も非常に此地を好まれ、衆議瀾々此地と一決はしたれども、其屋敷は元來他人の物にして、自分の有に非ざれば、之を手に入るには、先づ東京府に願出で、政府より島原藩に上地を命じ、改めて之を先生に貸渡すと云ふ順序に據らざる可からず、就ては其筋に内談運動の必要ありとて、

(84)

差當り時の東京府知事に依頼するは勿論、先生の知人たりし、佐野常民氏等にも助力を求め、云はゞ塾中の先進者總掛りにて奔走中、先生一日岩倉公にも面會、種々塾の事情を語り、結局島原邸拜借の事を内願せしに、公も快く之を諾せられ、萬事好都合の其際、東京府には、當時諸藩の兵士が鐵砲を擔いで市中を巡廻せし、殺風景なる邏卒の制を廢し、之に代ふるに西洋風の「ポリス」を以てせんとするの議起りしも、「ポリス」とは果して如何なるものなるや、誰も之を知ものなければ、之が取調を福澤先生に托せんとて、先生の處へ依頼に來りしかば、先生は是れ好き幸と、早速西洋の巡查法を取調べ、之を一冊に認めて府廳に差出せることあり、旁々東京府も、先生に對しては、自ら捨て置き難き義理と爲り、扱ては先きの願意も難なく聞届られて、地所一萬四千坪は拜借、之に附屬の建物七百六十九坪餘は、一坪一圓の割合にて買求むること成りしが、明治三年十一月、東京府より福澤先生へ達せられたる、指令の寫は左の如し、

其方儀近來廣く洋書を譯述し、許多の生徒を引立、裨益不少候に付、出格の譯を以て、三田二丁目嶋原藩上ヶ邸一萬千八百五十六坪、願の通り拜借の義御許容相成候、尤も相當の地代可相納候此段申渡候事。

但し同所に有之候家作、悉皆御拂下相成候間、代金七百六十兩二分一朱可致上納事。

庚午十一月

東京府印

斯くして東京市中第一等の形勝地は、遂に慶應義塾の敷地となりしが、其後、間もなく政府が市中の拜借地をば、悉皆借地人又は特に縁故ある者に拂下ぐ可しとの發令あるや、先生逸早く金五百何十圓を上納して、全く先生の私有地とせられたり。

(22) 慶應義塾三田移轉當時の狀況

(85)

義塾が新錢座より悉皆三田丘上へ移り了りしは、明治四年三月十六日なりしが、是より先き小幡甚三郎氏は、一月頃より既に同所に引越し、修繕又は新築工事を監督

(86)

しつゝありしが、名古屋六都氏、亦其補助として、同年二月二十一日を以て三田に移れり。而して移轉當時の會計係は、渡邊久馬八、仁田禮三郎の二氏にして、草郷清四郎、名古屋六都の兩氏は、塾監局員と爲り、重に生徒出入の世話に當りし由なるが、要するに此移轉に就ては、小幡甚三郎氏、主として其事に斡旋盡力せしものなりと云ふ。因に云ふ、此三田移轉當時の塾生は總躰にて、凡そ三百名程なりしとのことなり。

(23)

明治四年起草の慶應義塾社中の約束

明治四年の春、三田移轉よりして數年間に於ける義塾の摸様に就ては、福澤先生の筆に成れる慶應義塾記事の外、他に何等記録の存するものなく、又之を先輩に尋ねるも、殆ど確たる記憶なければ、左に同四年、即ち義塾が今の所在地に移轉の當時起草されたる、慶應義塾社中の約束なるものを記載して、以て當時に於ける義塾の面影を偲ぶ一端に供す可し。但し右は名古屋六都氏の所藏に係る草稿に據るものなり。

り。

慶應義塾社中之約束

一、東京三田二丁目慶應義塾は、慶應年中、芝新錢座に設けし塾を移したるものなり。其地面は福澤諭吉の名を以て官に借りしと雖も、私塾を開き、生徒を教ふるが爲めにとて、官より貸渡し、其建物は、塾の有金、並に塾の名を以て借りたる金を出して買受けしものなれば、福澤氏の私有にあらず、社中公同の有にして、法を立て、法を行はれしむる者、其地位に居て、其事を執るの間、之を管轄するなり。故に社中の人は、此塾を三田二丁目の學問所と唱ふ可し。

一、我義塾學問の法は博く洋書を読み、或は其文を講じて、人に傳へ、或は之を翻譯して世に示すのみにて、心を以て心に傳ふるの奥義あるに非ざれば、人の才不才に由り、今日は人に學ぶも、明日は又却て其人に教ふるこ

(87)

第三 起源及び沿革

とあり。故に師弟の分を定めず、教ふる者も學ぶ者も、概して之を社中と唱ふるなり。

- 一、社中教ふる者を教授の員、或は教授方と唱へ、學ぶ者を生徒と唱ふ。故に一名の人にて、此學科を學んで、彼の學科を教ふる者は、一方より見れば、生徒にして、一方より見れば、教授方なり。
- 一、社中の諸務を司る者を執事と名く。執事の職は文學に關らざるが故に、教授の員にて執事たる者は、二職を兼る者と心得可し。
- 一、執事たる者過半の同意を以て、執事の員を増減す可し。執事の員に加ふる年齢は、二十一歳以上のものたる可し。
- 一、世間の人此塾に金銀若しくは物を寄附せんとする者あらば、其寄附の趣意を問ひ、社中の約束に妨なきものは之を受納す可し。
- 一、社中の職務を四類に分つこと左の如し、

第一類

- い一、入社規則
 - ろ一、入塾規則
 - は一、塾中の規則
 - に一、通學生徒の規則
 - ほ一、門の規則
 - へ一、應對掃除の規則
 - と一、書籍出納の規則
- 右七箇條の規則を行はれしむるは、塾監局の職務なり。

第二類

- さ一、金銀出納の規則
- ろ一、食堂の規則

第三 起源及び沿革

(90)

第三 起源及び沿革

は一、營繕の規則

は一、塾僕使用の規則

右四箇條の規則を行はれしむるは、會計局の職務なり。

第三類

一 童子局の規則

此規則を行はれしむるは、童子局當番の職務なり。

第四類

一 教授の規則

此規則を行はれしむるは、教授方の職務なり。

一 右第一類より第三類に至るまでは、執事の中にて、各職掌を分て其責に任ず。或は當番非番の別ありと雖も、塾の爲め便利と思ふ事は、自分の職掌に非ざるも、其説を發し、或は非番の者、時宜に依り、當番の事を輔佐す可し。

一 毎月六日、二十一日を執事集會の例日とす。第一時より出席の事。

但し教授方の集會は、其時に當て塾監局より布告す可し。

一 前に記したる規則のヶ條を掲ぐることを左の如し。

第一類 (以下塾監局の職務)

(い) 入社の規則

第一條 入社の定日は、其時に従ひ、塾監局より報告す可し。

第二條 地方官の印章なき者は入社を許さず、印章を押す時は、系紙並に案文は、入社申込の時、塾監局より之を渡す。

第三條 入社金三兩、入社の時、會計局へ納む可きなり。

第四條 入社後は、毎月受教の月金として、一兩二分づゝ、前月の末、會計局へ納む可きなり。但し教授方にも、會讀講義に出席して教を受くる者は、月金を納むること生徒に異ならず。

第三 起源及び沿革

(91)

第三 起源及び沿革

第五條 社に入らんとする者あれば、塾中教授の員にて、本人の身分を證し、塾監局の許可を得て、入社す可し、之を教授方の推舉と名く。推舉の數は、教授方の席に由て同じからず、其割合左の如し、

但し此の割合は、現今定むる所なれども、後日に至り、時宜に従て、増減することもある可し。

一番教授方 一ケ年の間 二十人を推舉す可し

二番教授方 一ケ年の間 十五人を推舉す可し

三番教授方 一ケ年の間 十人を推舉す可し

四番教授方 一ケ年の間 五人を推舉す可し

教授の員に非ずして、執事たる者は、一番教授方の半に當り、一ケ年の間に十人を推舉す可し。

第六條 從來此の社中の執事及び教授方に縁故なき、府縣の人にて、入社せん

とする者あるも、前條の法に従へば、入社之道なきが故に、此の類の者ある時は、執事一同相談の上、入札を以て、例外に其入社を許すこともある可し。

第七條 生徒を推舉せし教授方、自ら社を去ることある時は、生徒と共に去る可きなり。或は執事と相談の上、生徒のみを留ることもある可し。

第八條 十六歳以下十二歳以上の童子も、入社推舉の法、大人に異ならずと雖も、其數を限らず、教授方一般にて推舉す可きなり。

第九條 社中の者暫く中絶して、復た來學することあらば、改めて地方官の印章を取ること新社中の如くす可きなり。但し嘗て教授の員に加はり、會頭以上の職を勤めし者は、印章を取るのみにて、直に入塾を許す可し。

第十條 社を去る者へは、印章を返す。但し一時の病氣、又は歸省等に由り、三ヶ月の内に歸社す可き見込ありて、其趣を塾監局へ訴ふれば、印章を預

第三 起源及び沿革

(94)

第三 起源及び沿革

り置くも可なり。若し三ヶ月の期を過て歸社せんとする者あらば、改めて印章を取る可し。

第十一條 通學の生徒、差支の趣をも斷らずして、全一ヶ月の間講堂へ出席せざる者は、社を去りし者と視做して、社中の名籍を除く。若し一ヶ月の後に至り、改めて來學せんとする者あらば、新たに地方官の印章を取る可し。

第十二條 内外社中の姓名身分を取調べ、官の法令に従ひ、其筋へ届く可し。

(ろ) 入塾の規則

第一條 入塾の定日は、其時に従ひ、塾監局より報告す可し。

第二條 塾中を二區に分ち、一を本塾と名け、一を童子局と名け、其席各定數あり。

第三條 入塾の時、道具金一兩二分を納む可し。

(95)

第四條 入塾の期は、入塾申込の前後に従ふ可し。

第五條 教授の席に居る者、其骨肉の兄弟、又は主人を推舉して入塾を申込む時は、塾席の明き次第直ちに入塾を許し、他の順番に拘はることなかる可し。

第六條 要用にて退塾する者は、其日より二十日の間塾席を存し置き、再び入塾して直に席を得可し。二十日の後、七十日の間に歸塾を乞ふ時は、直ちに席を得ざるも、塾監局相談の上にて、塾席の明くを待ち、第一順に入塾を得ることある可し。右二十日と七十日と合して九十日の後に歸塾せんとする者は、其當日新たに入塾申込の順に置く可し。但し退塾中に席のみを存したる者は、其間三分一の月俸を拂ふ可きなり。

(は) 塾中の規則

第一條 金銀の貸借を禁ず。

第三 起源及び沿革

第三 起源及び沿革

第二條 飲酒を禁ず。

第三條 亂足を禁ず。

第四條 夜中音讀を禁ず。

第五條 大人は童子の局に入る可からず、童子は大人の室に入る可からず。

第六條 入塾、退塾の節は、其當日塾監局と會計局とに届く可きなり。

但し退塾の節は、塾席の名札を塾監局へ納め、食堂の名札を會計局へ納む可きなり。

第七條 外人は勿論、通學の生徒にても、塾中の私席に入るゝを禁ず。要用の事は應接の間に於て談ず可し。

第八條 病者三日以上私席に打臥すを許さず。病室に入るものも、瘧疾、疥癬等、傳染の恐ある患者、及び重病の患者は、醫師の指圖に従ひ、外舎して療養す可し。

第九條 總塾の上り口は、玄關一ヶ所と定め、非常の時に非ざれば、決して他の口々より出入を許さず。

第十條 内塾の者にても、要用に非ざれば、各室各席互に近づく可からず。

第十一條 門の出入は、日出より夜第十一時を限る。度々門限に後るゝ者は、其用向の公私を問はず、止塾を斷る可きなり。

第十二條 二洋時以上門を出づる時は、席札を裏返し置き、外出の印と爲す可し。

第十三條 毎朝私席を掃除し、無用の衣服、其他の品を取亂す可からず。一、六の日は掃除日と名け、別段念入れ、一片の塵をも残す可からず。

第十四條 春三月、秋九月、兩度の席換を爲す。席換の法は、執事の指圖にて、一等づゝ闌を以て室を定め、其室内にて席を撰ぶの法は、等級の序に従ひ、自己適意の席を選ぶ可し。席定まるの後は、次の席換まで、席を移す

第三 起源及び沿革

(98)

可からず。但し塾用の爲め、席を移すは此の例外なり。

第十五條 私席に種子油を禁ず、石炭油の「ランプ」を用ふ可きなり。

第十六條 駄荷等の如き、粗大の荷物を部屋に置く可からず。

第十七條 「テーブル」椅子を用ふる者は、其脚に巾二寸以上圓く面を取りたる板を付け、席に莖を鋪く可し。机にても、四本足のものは、同様たる可し。「テーブル」並に机の大きさは、幅二尺以下、長さ三尺以下に限る。

第十八條 臺なき瀬戸物の火鉢を禁ず。

第十九條 私席に屏風を禁ず。

第二十條 非常危難の時に非ざれば、二階の窓より屋根に登るを禁ず。又屋根に茶かすを棄つるを禁ず。水をこぼすを禁ず。紙屑を棄つるを禁ず。唾するを禁ず。

第二十一條 茶、菓子の外は私席にて飲食を禁ず。皿、茶碗、箸等は、部屋の内

に置く可からず。

第二十二條 「ドテラ」、三尺帯等、不相當の衣服を着し、講堂、食堂に出づるを禁ず。

第二十三條 塾僕に向ひ、粗暴の言語を用ふ可からず。僕に不足の事あらば、其趣を會計局に訴ふ可し。

第二十四條 園庭に運動遊戯は勝手次第なれども、妄りに樹木、草花を切取り、或は果實を争ふ等、卑劣の舉動ある可からず。

第二十五條 壘を焼き、或は戸障子を大に破りたる者は、會計局に訴へて其償を拂ふ可し。

(に) 通學生徒の規則

第一條 通學の生徒は、其宿所を塾監局へ告ぐ可し。町家に止宿するには、東京府の法令あるが故に、正しく其法に従ふ者に非ざれば、通學を許さず。

第三 起源及び沿革

(99)

第三 起源及び沿革

第二條 通學の生徒は、講堂の玄關より出入して、要用に非ざれば、内塾に入る可からず。假令内塾に来るも、各人の部屋に入るを許さず。要談は必ず應接の間に於てす可し。

第三條 通學生徒の勤怠は、各其引請の教授方にて、出席の數を記し、月末に至て塾監局へ報ず可きなり。

(ほ) 門の規則

第一條 門の出入は、日出より夜第十一時を限る。後れて歸塾する者は、入門を許さざるに非ざるも、門監にて其姓名、部屋、并に席の番號を問ふて之を書留置き、翌朝塾監局へ報ず可し。

第二條 米、薪、炭、飯、漬物、戸障子、材木を携へ、門を出づる時は、必ず會計局の印鑑所持の筈なれば、其印鑑のなき者は、一切出門を許さず。

第三條 出入の八百屋、肴屋、其他の者にて、當人の商賣柄にあるまじき品

を持出す時は、必ず之を咎め、其出處を取調べ可し。

第四條 屑屋、湯屋、木拾ひ、其外無縁の下人にて、容貌怪む可き者は、一切門に入るを許さず。若し塾中の人に用事ありと云はゞ、宿所名前を糺し、塾中の誰に何用あるやの旨を聞て、不審なき者は通門を許す。

第五條 朝の開門、夜中の開閉は、塾僕の役目たる可し。

(へ) 應對掃除の規則

第一條 朝夕雨戸を開閉す可し。

第二條 朝第六時より廊下残らず、應接の間、並に講堂を掃除し、夕刻又講堂を掃除し、机を片附く可し。

第三條 來客塾中の人を尋ぬる時は、直ちに取次ぐ可し。但し稽古中なれば、客に用向の緩急を糺し、急用にあらざれば、應接の間に通し、其趣を主人に報ず可し。總て應接の言語は丁寧を旨とし、下人たりとも、粗暴の言葉

第三 起源及び沿革

を用ふ可からず。

第四條 客來の時、其主人門外には出でずして、其席に在らざる時は、机上に客來の札を置き、暫くの間、客を待たせ、尙席に歸らざれば、門外に出てし者と視做して、其客を謝して返す可し。

第五條 塾中に知己の者あるも、外人は案内を乞はずして、玄關より内へ入るを許さず。

第六條 塾舎を一覽せんと請ふ者ある時は、塾監局へ告げ、止塾生同道せば、勝手に之を見る可しと雖も、各室へ入る可からず。

第七條 朝第六時より夜第十一時まで、每半洋時、鐘を打て時を報ず可し。但し。日没の後、並に休日は半洋時を報ぜず。

第八條 門の規則、應對掃除の規則を行はれしむるは、門監と應對方との職務なり。何れも塾監局の差圖を受け、不審の事は、局に尋ね、風雨其外非常

の時は非常の事に勞す可きなり。

(と) 書籍出納の規則

第一條 新たに書籍を調べ之を藏書目録に書加ふ可し。

第二條 執事相談の上、不用の藏書を賣拂ふ時は、古本賣拂の印を捺す可し。

第三條 通學の生徒、又は教授方にも、外宿する者へは、會讀、講義の書に非ざれば之を貸さず。内塾生には、辭書其他對讀の書を貸すと雖も、塾の教授に用ふる品、及び塾監局附屬の品は貸さず。

第四條 書籍出納の日は、其時に従ひ、塾監局より布告す可し。

第五條 毎月二十六日は書籍を貸さず。此日は朝第八時より第十二時までの間、塾監局の執事、内塾生の各席に至り、其借用の書を改むるが故に、此日は朝より改濟みまで、塾生の外出を禁ず。若し要用ある者は、隣席又は同部屋の人に托して、書籍の改を受く可し。定の修復料は、月俸と共に、

第三 起源及び沿革

會計局へ納む可し。此規則に背く者は、再び書籍の借用を許さず。

第六條 通學生は毎月二十七日朝、第八時より第十二時までの間、借用の書を塾監局へ持來りて改を受け、修復料は月金と共に會計局へ納む可し。此規則に背て借用の書を持參せざる者へは、次の借用を許さず。

第七條 一ヶ年兩三度、内外社中借用の書を悉く集めて藏書目録と引合すことあり。此時は塾監局の布告に従ひ、塾中の執事残らず出席す可きなり。

第八條 書籍修復料として、借用せる社中より、金を納めしむる割合、左の如し。

- 一 銀九匁 大ウェブストルの類
- 一 銀六匁 中ウェブストルの類
- 一 銀四匁五分 テイロル萬國史の類
- 一 銀三匁 クワッケンボス窮理書の類

一 銀二匁 ウィンストム及び小合衆國史の類

一 銀一匁 小修身論及び第一リドルの類

第九條 借用の書籍を焼き、又はこれに種子油を掛けし者は、其時の市價に従ひ、代金を償はしむ可し。

第二類(以下會計局の職務)

(い) 金限出納の規則

第一條 入社の時金三兩を納めしむ。

第二條 毎月書籍の修復料を納めしむ。

第三條 右二ヶ條の金を集め、入用の書籍を買入れ、破損の書籍を修復するに備ふ。

第四條 入塾の時、道具金一兩二分を納めしむ。

第五條 毎月塾中の諸費を會計し、其高を内塾社中の數に平分して納めしむ、

第三 起源及び沿革

第三 起源及び沿革

是を月俸と名く。故に月俸には、唯飯料のみにあらず、塾舎修復其他職務の雑費も此内に屬するなり。

第六條 内外の生徒より、毎月受教の月金として、一兩二分づゝ、前月の末に納めしむ。

第七條 右三ヶ條の金を集め、毎月米鹽の諸拂、塾舎の修復、執事並に教授方の給料に供す。但し此給料の高を引き、塾の借財を返済するの法なれば、借財の高に従て、給料にも増減あり。凡て給料は他の欠く可からざる費用を拂ひ、残りの金を分配するものと心得可し。

第八條 塾に借財のある間は、社中其他の金を、一ヶ年一割以下の利足を以て借用す可し。社中の金なれば、五兩以上、三ヶ月より長く預くる者に利足を拂ふなり。外人の金は、五十兩以上にあらざれば借用せず。但し塾の借財皆済の後は、金を預かるも利足を拂ふことなし。

第九條 儲なる引當あるか、或は執事一同の許可を得ざれば、金を貸すを禁ず。

第十條 毎月金銀出納の表を布告し、入用の者へは之を寫取らしむ可し。

第十一條 炊出し一切の諸道具、消防具、塾用の机、「ランプ」、帚、鍬、鎌等、些細の品に至るまでも、使捨となる可き者の外は、一々其數を記し、紛失を防ぐ可し。

(ろ) 食堂の規則

第一條 食事の時刻は、日の長短に従て、時々布告す可し。

第二條 食事の時間は朝夕一洋時半づゝ、晝は一洋時を限る。此期に後るゝ者は食に就くを許さず。

第三條 銘々名前の席に就き、互に席を亂る可からず。食椅を汚す事あれば、其席主の責なり。

第三 起源及び沿革

第四條 立て食事するを禁ず、腰掛臺に乗て食事するを禁ず。

第五條 「ドテラ」、三尺帶等、不相當の衣服を着し、食に就くを禁ず。

(は) 營繕の規則

第一條 執事相談の上に非ざれば、園内の樹木を伐る可からず。

第二條 塾舎の内外を見廻り、損所あれば、速に修復を加ふ可し。

第三條 戸、障子、墨、材木等の古き物は、用に適するものと、然らざるものとを見分け、不用の物は薪に用ひ、有用の物は一片の板にても、妄りに取捨つ可からず。

第四條 毎月一、六の日は客室を見廻り、墨、建具等の損所を尋ね、其外講堂、廊下、雪隠、園庭をも見分す可し。

第五條 大工、左官其外諸職人を雇ふには、執事と職人と直きの應對にして、仲人を入れる可からず。

(に) 塾僕使用の規則

第一條 塾僕へは世間並より多く給金を與へ、給金の割合を以て多く勞せしむ可し。

第二條 塾僕の勤は炊出しと、掃除と、町使となり。

第三條 塾中人員の増減あらば、一々之を僕に告げ、炊出しを加減せしむ可し。

第四條 米の出し入れに立合ひ、殘飯の多寡を調べ、其始末を爲す可し。

第五條 醤油の空樽、紙屑、不用の炭俵、並に消炭は、僕に與ふ可し。

第六條 毎朝雪隠を掃除せしめ、一、六の日には廊下椽側を殘らず拭はしむ可し。但し食堂は食事毎に拭はしむ可し。

第三類(以下童子局執事の職務)

童子局の規則

第三 起源及び沿革

第三 起源及び沿革

第一條 童子局は本塾と區別し、年十二歳以上、十六歳以下の者を入る可きなり。

第二條 童子局へは大人の入るを禁ず。要用ある者は、局の入口へ本人を呼出し、談話す可し。童子も大人の室に入る可からず。

第三條 童子は日暮より門外するを禁ず。

第四條 童子局より本塾へ移るの期は、其局執事の差圖に従ふ可し。

第五條 童子は萬事其局の執事に依頼して、差圖を受く可し。或は不遜なる者あれば、其執事の獨斷にて退塾せしむ可し。

第四類(以下教授方の職務)

教授の規則

第一條 初學の生徒へは、理學初步、或は文典等を素讀せしむ。

第二條 次に文典會讀、窮理書、地理書、歴史等の講義に、尙一步を進めば、經濟

書、歴史等の會讀に出席せしむ。此會讀を終りし者は、此塾にて業を終りたる者なれば、定りの課業なし。若し其後も業を研かんと欲する者あらば、第四條講義に出席し、或は同社に謀りて翻譯の業を勉む可し。

第三條 各等の業に就き、其書籍の種類を定めれば、此等の者、彼等の業に就くを許さず。唯自分の勉強を以てする時は、何等の書を讀むも勝手たる可きが、等に移すの日に至り、其等課業の書は、獨見にて既に通讀せしものと認ふるも、教授の規則に従ひ、定りの業に就かざるを得ず。

第四條 社中一般の爲めに、一二科の講義を設けたれば、等の上下を問はず、勝手に出席す可し。但し此講義には、稍や高等の書を用ふるなり。

第五條 文典の會讀終りし者は、次第に上等の講義に出席し、毎月一、六の日を除き、一日に二科づつ、一ヶ月に四十八度出席す可し。

第六條 會讀は毎月六度に限る。會讀に出席する者は、講義の出席二十四度な

り。

第七條 教授方は毎日生徒出席を表に記し置き、月末に至て、之を塾監局に出し、塾監局にて諸等の出席表を集め、出席欠席の數に従ひ、毎月生徒の勤怠表を出版す可し。

第八條 勤怠表は一冊づゝ生徒へ配分し、一冊より多く入用なる者は、至當の價を取る可し。

第九條 講義のみ出席する者は、毎月其學びし所の書を以て、其學業を吟味し、席順を上下す。之を例月の試業と名く。又春三月、秋九月には、文典會讀以上の者を、一時に吟味す、之を春秋の試業と名く。

第十條 毎月の試業を以て、等級を進退するの法は、春秋の試業にて、等級を定むるの月を第一月とし、其次月より二ヶ月の點數を平均し、甲點の者二人を進め、末點の者二人を退け、第三月、第四月の點數を平均し、又一人

づゝ進退し、其例を逐ふて、毎月一人づゝを進退す。但し時宜に従ひ、此の法に外るゝこともある可し。

第十一條 會讀生の等級を進退するの法は、三ヶ月甲點の者を進め、三ヶ月純黒の者を退く。但し勝敗非常なる者は此例に外るゝこともある可し。

第十二條 二科の業を受くる者は、毎月一科づゝを試み、兩月を経て二科の試業を終るなり。席順の序は、一ヶ月試業の點數に従ふ。

第十三條 試業に欠席する者は、末點に一點を加へて、席を定む可し。

第十四條 生徒にて塾務に關する者は、會讀講義の定則に外るゝも妨げなし。

病室の規則

第一條 病室の掃除は、醫師の手傳にて心掛け、極めて清潔ならしむ可し。

第二條 病室の流し場にて、患者の菜食を煮熟するを許す。薪水の二品は塾僕より供給す可きなり。

(114)

第三 起源及び沿革

第三條 重病及び傳染性の病に臥す者は、醫師の言に従ひ、外舎して療養す可きなり。

第四條 病室に入る者は、入室後二十日の間、塾席を存し、二十日の後に至れば、之に他人を満す。二十日の後、七十日の内に、塾に歸らんとする時は、入塾申込の第一順に置く可し。但し病室に入る者も、定りの月金を拂ふは、他の生徒に異なることなし。

追加

此社中に入て修業する者は、内塾外塾の別なく、大凡そ一月の費左の如くなる可し、

- 一金二兩二分 月俸
- 一金二兩二分 月金
- 一金一兩乃至一兩二分 塾の菜代

(115)

但し一度一匁香の物は塾にあり。

- 一金三朱乃至一分 洗湯
- 一金三朱乃至一分 石炭油
- 一金三朱乃至一分 塾本借用料
- 一金二朱乃至三朱 洗濯
- 一金二朱乃至三朱 履物及び傘
- 一金二朱 藥料

無病の時は此費なし、病重ければ、非常なる可し。此高は唯平均を記すのみ。

一金一分

筆紙等雜費

一口金六兩三朱
又金七兩

右の割合にすれば、衣服を新に造る可からず、書籍を買ふ可からず、一ヶ

第三 起源及び沿革

月七兩づつ、一ケ年八十兩なり、之を學費の最も少きものとす。時々點心の菓子を買ひ、或は滋養の品を喰ふ等のことあれば、一ケ年百兩より少なる可からず。百兩の金あれば、夏の單物、冬の襦袢一枚を調ふるも差支なかる可し。但し一ケ月十兩以上の金を費す者は必ず、奢侈を爲す者なり。生徒の父兄心得の爲め茲に記す。

(24) 明治四年頃に於ける素讀教師及び同教授法

明治四年頃には、門野幾之進、深間内基、名島某、及び四屋純三郎等の諸氏、主として素讀を教へしが、其講堂は一室にして、此處に數人の教師、隅々に机を構へ、同時に各一人づつ生徒を教ふることとして、信用ある教師の前には、常に數人の生徒集りて、其順番の來るを待つの有様なるも、之に反して人望なき教師は、漸く一名或は二名の生徒を教ふるに過ぎざりしと云ふ。次に又塾生の階級は、當時十二等に分れ、十二等より六等迄は、教師ありて回讀せしも、六等以上の生徒は、取りも直

さず、七等以下の教師にして、其れ以上は、別に教師なるものあるなく、各自唯獨學自修するの外なかりき。

(25) 公費生廢止の布達に對する上申書

前に記せるが如く、慶應義塾々生の過半は、各藩の選拔生にして、選拔生は皆公費を以て勉強し來りしものなるも、明治五年に至り、大學東校、南校を除くの外は、一切公費生廢止の布達出でしかば、當時先生は之に對し、左の上申書を差出せりと云ふ。尤も此上申書の結果如何に就ては、今日得て之を知るに由なきなり。

以書付奉申上候

三田二丁目續拜借地住居福澤諭吉申上候。此度文部省より御達の趣、向後私塾の生徒へ、公費差出候儀は、一切可致廢止。但し東南兩校へ稽古願出候者は、試験の上入學可被差許條、拜承仕候。私儀は兼て三田二丁目に於て、地所拜借、私塾取建、生徒も凡そ三百名修行致し居り、此度右御達しに付、塾中取調べ候

(118)

所、府縣の公費にて修行し居る者過半有之、以來公費御廢止相成候ては、今日より差支候は申迄も無之、甚敷は故郷へ歸路の費も無御座、難澁無此上次第。勿論兩校へ罷出で、試験の上は、入學も御差許相成趣には候得共、元來生徒の試験は、讀書の巧拙而已を以て足る可きにあらず、讀書は可なり出來候者にて、行狀不宜者は結局國家の用に適す可きにあらず、學業の進歩は速ならざるも、誠實に勉強致し、行々の見込有之人物は不少儀。其邊の吟味は、邊に一日一席の試験を以て、迎も詳に可致儀に無御座。加之、始めて讀書に就き、僅に半年歟一年の者は、學業の試験可致方便も無之、去り迎其人物の良否を問はず、是れ迄修行の年月にも拘はらず、唯今日の有様を試験し、其學業未熟なりとて、之を放逐可致理も有之間敷。且又官の學校と云ひ、私立學校と云ふも、唯其相違は、教師の官員に列すると否と而已にて、教師の法は、大同小異、詰り日本國內の生徒を導き、文學を開候儀。此迄とて諸方の私塾より人物の出候儀

は不少、然るに今私塾の生徒へ而已公費御差留と御座候ては、現在文學の一路を塞ぎ候次第に付、私方塾の生徒は、兩校へ試験の御趣を奉伺、其例に倣ひ、私にて試験仕、其次第に由り、見込の者へは、公費御渡し相成候様仕度、私塾の生徒に候へば、朝夕親しく教授も致し候者に付、大抵其人物の良否も相分り居り、且又學業の試験は、此迄も春秋兩度被行居り候仕誼にて、即ち當二月は、其期に候間、是れ亦詳に生徒の甲乙を定め可申。或は私の試験に不行届の儀も可有之に付、文部省より御立合も被下候はゞ、無此上も儀に御座候、兎に角方今天下に文學の洽からざるは國家の一大缺點、官私を問はず、全國內に數千百の學校を建立致し度は、固より私の志願而已ならず、乍恐政府にても其御趣意と奉察居候。折柄此度御達の趣、何分にも疑惑仕候に付、忌諱を憚らず此段奉願候以上。

申 三月

福 澤 諭 吉

(119)

(120)

(26) 明治五年以前に於ける試験法

明治五年米人カロザー氏を聘して、義塾の學科を改良以後の試験法は、學科に依りては、矢張り今日の如く、筆記試験を用ふるに至りしも、是より以前の試験法は、總て口答試験なりしが、今其大畧を記さんに、試験には月々の小試験、及び春秋二期の大試験なる兩様ありしが、其中毎月の小試験は、教師は其月に講義せし所の中より、一節又は一章を選び、生徒各自に之を講讀せしめて、相當の點を附し置き、二ヶ月の末に至り、此等の點を平均して、其最高點者一名をば上級に上進せしめ、次に大試験は最下級より始め、一級の試験は大底一日にて終ることとし、一級の生徒をば一人づゝ順番に試験す、即ち先づ彼等の未だ讀みしことなき書物の、半ページ若しくは一ページを限り、其一節又は一章をば、總ての生徒に讀ましむるものにて、塾よりは本を貸渡し、五六人づゝ靜かなる一室に閉籠らしめ、時間を限り、字引を以て之を下讀せしむ。文章の長短に依り、其時間には無論長短の差はあれど

も、大凡そ二十分より三十分以内とし、而して之が取締には、教師二三名室の入口に在りて、嚴重に監督し、一定の時間來るや、總て之を退出せしめ、順次に生徒を試験場(三田移轉後、煉瓦講堂新築以前は、多く月波樓を以て試験場に充てたりき。)に呼び出し、試験委員たる二三教員の前にて、試験を受けしむると同時に、一方に於ては、又順次に新しき生徒を下讀室に呼入れて、試験を受く可き場處を下讀せしむるの仕組なりき。

斯くして一人づゝ試験し、試験委員は其讀方の巧拙に隨ひて、各々相當の點を附し、其點を平均して、之を確定點と爲すの定めなりしが、爰に今日よりして之を見れば、稍奇異なる思ひせらるゝは、所謂登級法なるものは是なり。其法如何と云ふに、先づ一級四五十人中にて、高點者四五名を撰拔し、之を優等生とす。而して此等優等生には、翌日も亦其上級生徒の試験に加はりて、試験を受くるの特典を與ふることなるが、此等優等生にして、翌日上級生同様試験を受けて、其成績更に其級中の

(121)

(122)

優等生に加はるを得ば、其翌日も又更に上級生の試験に列することを得るに在り。此法たる、一方より云へば、書籍中の事柄をば、唯切れぐに知り得るに止まり、殆ど纏まりたる智識を得ざるの缺點なきに非ざるも、又一方より云へば、生徒を激勵して、其全力を譯讀の一方に注がしめ、普通の方法にては、一年に得る程の力をば、半年若しくは七八月間に得せしむるの利あり、即ち當時少くとも譯讀の一點に於ては、義塾々生が天下に冠たりし所以、亦自ら此試験法に負ふ所多きを見る可きなり。

(27) 義塾正則變則の起源

前述の如く、義塾は明治五年の頃迄は、唯原書の意味を取るのみ、發音杯は極めて亂暴なりしが、同年よりは華族太田資美氏の出金にて米人カロザ一氏を雇入れ、同人に托して、學科の仕組をば、左記の如く、總て米國「カレツジ」風に改めてよりは、從來の如く、單に英書を譯讀するに止まらず、正則に英語英文を學ぶは勿論、

(123)

地理、歴史、數學、物理、簿記、經濟、生理、修身等、一切原書を用ひて、其事柄を暗記せしむることゝ爲りしも、此れは主として年少者の爲めに設けたるものにして、年既に長じ、即ち十五歳以上、學問に従事するの年限、最早極めて少き者には、別に變則科と云ふを設け、専ら讀書力を養成して、學業の速成を期することゝ爲せしが、是れ抑も其後正科別科と改稱して、明治三十年第一學期まで繼續せし、學制の起源に外ならず。尙當時の課業表を擧ぐれば左の如し、

課業表
正則
外

| | | | |
|-----------------|-------------------------|--|-------------------|
| キルスン プライメル | キルスン 第一リードル | キルスン 第二リードル | キルスン 第三リードル |
| エプストル スベルリンク | 算術口授 エプストル スベルリンク | ロビンソン ブライマリー コルチル ブライマリー 數學 地理書 | ノルトン 窮理書 同上 |

第三 起源及び沿革

| | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 日本習字 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| 文字之教 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| 童蒙教草 | 同 | 上 | 同 | 上 | 同 | 上 |

初年

| | | |
|------------------------------------|-----|-----|
| 第一期 | 第二期 | 第三期 |
| キルスン第三リードル ビ子チ文典初歩 | 同 | 同 |
| バルリー萬國史 コル子ル中等地理書 | 同 | 同 |
| ロピンスン筆算初歩 チエンベル モラル、クラツス、プツク | 同 | 同 |
| 日本 作文籍 | 同 | 同 |

第二年

| | | |
|-----|-----|-----|
| 第一期 | 第二期 | 第三期 |
|-----|-----|-----|

第三年

| | | | |
|----------------------------|---|---|---|
| 日本 作文籍 | 同 | 同 | 同 |
| エエラント小修身論 | 同 | 同 | 同 |
| ロピンスン、ブラクチカル数学 | 同 | 同 | 同 |
| コル子ル、ヒジカル地理書 | 同 | 同 | 同 |
| マルカム英國史 | 同 | 同 | 同 |
| キルスン第四リードル ビ子チ、アナリチカル文典 | 同 | 同 | 同 |

| | | |
|-----------------------|-----|-----|
| 第一期 | 第二期 | 第三期 |
| キルスン第五リードル | 同 | 同 |
| クエツケンホス合衆國史 | 同 | 同 |
| ロピンスン代数初歩 ロピンスン暗算書 | 同 | 同 |
| ガノウ 究理書 キルラルド、キズドム | 同 | 同 |
| 日本作文 一週一度 | 同 | 同 |

第三 起源及び沿革

第三 起源及び沿革

第四年

| | | | | | |
|-----|-----------------|-----|----|-----|------------|
| 第一期 | テエロル萬國史 | 第二期 | 同上 | 第三期 | 同上 |
| | スツウアンド佛國史 | | 同上 | | エエラント經濟論 |
| | ロピンスン高代數學 | | 同上 | | プライアント帳合之法 |
| | エエラント化學書 修身論 | | 同上 | | 同上 |
| | 日本作文 一週一度 | | 同上 | | 同上 |

五年

| | | | | | |
|-----|---------------------------------|-----|---------|-----|------------------|
| 第一期 | クエツケンホス コムボザイシヨ エンド、レトリツキ | 第二期 | 同上 | 第三期 | エエラント メタヒツツクス |
| | エエラント經濟書 | | ギイツウ文明史 | | 同上 |
| | ロピンスン代數學 | | 同上 | | ロピンスン幾何學三角術 |

第三 起源及び沿革

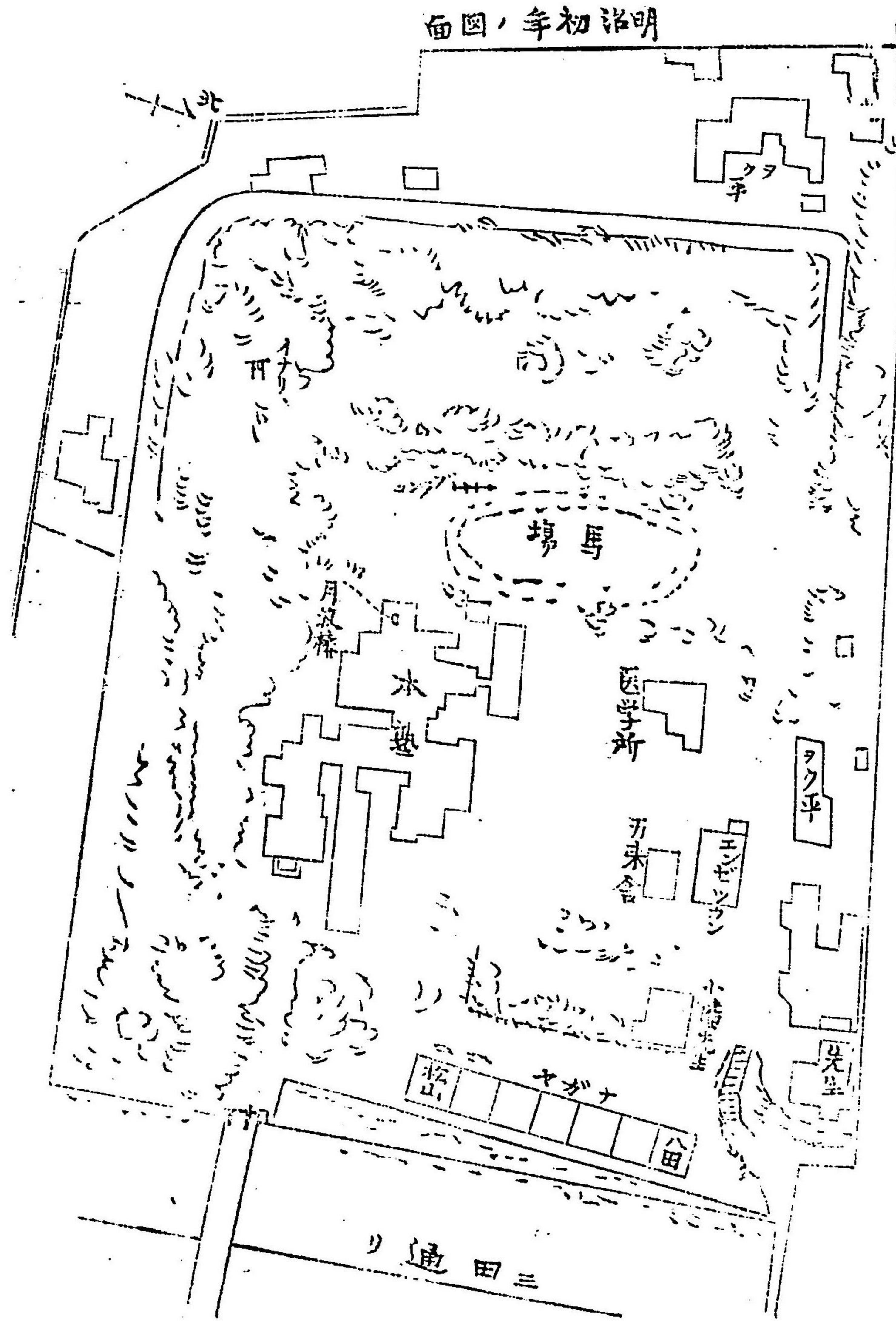
變則

| | | |
|-----------------|----|----|
| 生理學 エエラント修身論 | 同上 | 同上 |
| 日本作文 一週一度 | 同上 | 同上 |

| | | | | | |
|-----|------------------|-----|-----------|-----|-------------------|
| 第一等 | ギイツウ文明史 | 第二等 | チトレル萬國史 | 第三等 | カードリツチ合衆國史 |
| | エエラント メタヒツツクス | | エエラント經濟論 | | エエラント小經濟論 |
| | エエラント修身論 | | エエラント修身論 | | エエラント小修身論 |
| | ロピンスン高代數學 | | ロピンスン代數初歩 | | ピンノツク佛國史 |
| | | | ロピンスン高代數學 | | ロピンスン プラクチカル數學 |
| | | | ロピンスン高代數學 | | ロピンスン 數初歩 |
| 第四等 | カードリツチ英國史 | 第五等 | ピチナ文典 | 第六等 | 井ルスン 第一リードル |

(129)

第三 起源及び沿革



(128)

第三 起源及び沿革

尙明治五六年頃に於ける、義塾全圖は左の如し、

| | | |
|-------------------|-----------------------|----------------|
| クエッケンボス窮理書 | ミツチエル地理書 | キルスン 第二リードル |
| エエラント小修身論 | チエンベル モラル、クラッス、ブツク | ノルトン窮理書 |
| ロピンスン ブラクチカル数学 | アードリツチ萬國史 | |
| | ロピンスン数学初歩 | |
| | クエッケンボス 小合衆國史 | |

28 外國教師雇入れの事

前記カロザー氏を初め、義塾にては明治五年より同七年に至る間に於て、前後三人の外國教師を雇入れしことなるが、之が費用は總て舊掛川藩主、華族太田資美氏の寄附せられしものなり。尙當時右外國教師と太田氏との間に取結ばれたる契約書を舉ぐれば、左の如し、

三田二丁目慶應義塾同社太田資美並に執事福澤諭吉外七人、政府の許可を受け、亞米利加合衆國人カロザー氏と取結べる條約左の如し、

一、米人カロザー氏を、日本明治五年壬申六月朔日より同年十一月廿九日迄、六ヶ月の間、英語並に文學教師として相雇候事。

但しカロザー氏は通ひにして、其居宅食料は一切關係無之事。

一、カロザー氏給料は一ヶ月日本金貨百二十五圓づゝと相定め、日本の月末に相渡し可申事。

一、教師雇期限内は、毎月日曜日と、外二日を休課と定め、若し教師の勝手を以て、休日を増す時は、其割を以て給料減少す可き事。

一、若し學校に於て差支出来、約束期限前に雇相止め候時は、期限丈の給料相渡し可申事。

一、傳習時限及び順序等を定むるの權は、執事に有之、尤も一日に三時半と限り候事。

一、教師傳習の儀に付、其學則はカロザー氏福澤氏と談判可致。尤も其決定は執事福澤氏の許可を可待事。

一、雇中教師の職を盡さざる時は、期限内と雖も、雇相止め、其日より給料不相渡事。

一、雇期限内はカロザー氏勝手を以て暇を取候儀致間敷事。

一、右期限相立、引續雇入候時は、期限一ヶ月前に其談判可申事。

第三 起源及び沿革

一、若し同氏雇中、病氣等已むを得ずして、缺席三十日に渡れば、約束取消し候事。

西曆千八百七十三年、東京華族從五位太田資美、亞米利加合衆國人ウヰルンム、グロドマン氏と取結べる約束左の如し、

第一條

一、亞人グロドマン氏を、西洋紀元千八百七十三年二月一日より同年七月三十一日迄六ヶ月の間、英文學并に科學教師として相雇候事。

第二條

一、傳習の場所は、東京第二大區小丸の區三田二丁目拾三番地慶應義塾と相定候事。

第三條

一、グロドマン氏給料は、一ヶ月日本通用貨幣六十五圓づゝと相定め、月末に相渡し可申。若し當日日曜日なる時は、前日に相渡可申事。

第四條

一、グロドマン氏雇期限中商業相營み不可申事。

第五條

一、教師雇期限中、毎月日曜日と、執事の差圖する日とを休業と定め、若し其他教師の勝手にて相休み候節は、其割合を以て給料減少可致事。

第六條

一、若し差支出來、約束期限前に雇相止め候共、期限丈けの給料は相渡し可申事。

第七條

一、教師傳習の儀に付、其學則及び順序等は、塾の執事より教師へ相談の上取極め可申事。

第三 起源及び沿革